

事務事業概要

平成25年5月27日

総務部

目 次

1	組織概要	1
2	総務部関係予算の概要	3
3	事務事業概要	
(1)	行政運営	5
	総務課、行財政改革推進課、法務・文書課、人事課、 福利厚生課、総務事務課	
(2)	財政運営	9
	財政課、税務・債権管理課、税収確保課、管財課	

総務部の組織概要

総務部長(1)

※()内は職員数

本庁	202人
地域機関	209人
計	411人

副部長(1)
(行政運営担当)

- 参事 (1)
- 人権・労使協働監 (1)
- コンプライアンス推進監 (1)
- 企画調整監 (1)

総務課 (12)

- 企画総務班 ○部内の企画調整・危機管理・予算・経理、栄典・表彰、包括外部監査
- 組織運営班 ○行政組織、職員定数、民間活力、指定管理者制度、PFI等

行財政改革推進課 (8)

- 行財政改革班 ○行財政改革取組、みえ成果向上サイクル、オールインワンシステム、県庁内の環境マネジメント
- 外郭団体班 ○出資法人・外郭団体、公益認定等審議会

法務・文書課 (12)

- 法令・文書班 ○法令審査、県公報
- 文書収発
- 高速コピー
- 訴訟、収用委員会

人事課 (25)
※派遣7人含む

- 訟務班
- 人材活用班 ○人材活用、コンプライアンスの推進、労使協働の調整、部内の人権施策
- 人事班 ○任免、分限、懲戒、服務、再任用
- 給与制度班 ○給与・旅費制度の企画、管理

福利厚生課 (18)

- 福利公災班 ○福利厚生、恩給の支給
- 公災基金支部 ○公務災害
- 健康支援班 ○健康管理、職場安全衛生
- 共済班 ○共済組合事務
- 互助会担当 ○互助会事業

総務事務課 (22)

- 総務班 ○総務事務システムの管理、給与管理
- 給与1班 ○知事部局等の職員手当認定、年末調整
- 給与2班 ○教育委員会の職員手当認定、年末調整
- 賃金・報酬班 ○非常勤職員等の賃金・報酬の支給
- 旅費班 ○旅費の審査、支給

副部長(1)
(財政運営担当)

財政課 (20)

- 予算班 ○県歳入歳出予算の編成
- 企画班 ○財政運営、財務事務、政策評価の支援

税務・債権管理課 (18)
※派遣3人含む

- 税務企画班 ○県税の予算、税制、調査統計
- 電算班 ○税務電算の運用・収納管理
- 債権管理班 ○税外の収入未済対策の検討

税収確保課 (27)

- 納税支援班 ○県税徴収業務支援
- 個人住民税特別滞納整理班 ○地方税法第48条に関する個人住民税に係る徴収・滞納処分等
- 課税支援班 ○県税賦課業務支援
- 調査支援班 ○課税調査
- 軽油調査班 ○県内の大規模家屋等の調査
- 軽油引取税の調査

管財課 (33)

- 財産管理班 ○県庁舎及び県公舎管理、集中管理公用車の運行管理業務、ペーパーリサイクル業務、普通財産の管理・処分
- 施設保全班 ○県庁舎の維持修繕工事等

地域機関

県 税 事 務 所			
桑 名 県 税 事 務 所	(21)	税務室 納税課 課税課	○県税徴収・納付、収納管理、納税相談、納税証明書 の交付、自動車二税の減免受付 ○各税目（外形対象法人の法人二税・自動車二税を 除く）の賦課及び減免受付
四 日 市 県 税 事 務 所	(27)	総務室 課税室 税務調整課 納税課 課税一課 課税二課	○県税納付、収納管理、納税証明書の交付 ○県税徴収、納税相談、自動車二税の減免受付 ○各税目（不動産取得税・外形対象法人の法人二税 ・自動車二税を除く）の賦課及び減免受付 ○不動産取得税の賦課及び減免受付
鈴 鹿 県 税 事 務 所	(25)	税務室 納税課 課税課	○県税徴収・納付、収納管理、納税相談、納税証明 書の交付、自動車二税の減免受付 ○各税目（外形対象法人の法人二税・自動車二税を 除く）の賦課及び減免受付
津 総 合 県 税 事 務 所	(34)	総務室 課税室 税務調整課 納税課 課税一課 課税二課 法人調査課 軽油引取税調査専任担当	○北勢地域内の軽油引取税調査 ○県税納付、収納管理、納税証明書の交付 ○県税徴収、納税相談 ○各税目（不動産取得税・外形対象法人の法人二税 ・自動車二税を除く）の賦課及び減免受付 ○不動産取得税の賦課及び減免受付 ○外形標準課税の対象法人に係る法人二税の賦課及 び調査
松 阪 県 税 事 務 所	(22)	税務室 納税課 課税課 軽油引取税調査専任担当	○津・伊賀地域内の軽油引取税調査 ○県税徴収・納付、収納管理、納税相談、納税証明 書の交付、自動車二税の減免受付 ○各税目（外形対象法人の法人二税・自動車二税を 除く）の賦課及び減免受付
伊 勢 県 税 事 務 所	(28)	総務室 課税室 税務調整課 納税課 課税一課 課税二課 軽油引取税調査専任担当	○県税納付、収納管理、納税証明書の交付、自動車 二税の減免受付 ○県税徴収、納税相談 ○各税目（不動産取得税・外形対象法人の法人二税 ・自動車二税を除く）の賦課及び減免受付 ○不動産取得税の賦課及び減免受付 ○松阪市以南の軽油引取税調査
伊 賀 県 税 事 務 所	(18)	税務室 納税課 課税課	○県税徴収・納付、収納管理、納税相談、納税証明 書の交付、自動車二税の減免受付 ○各税目（外形対象法人の法人二税・自動車二税を 除く）の賦課及び減免受付
紀 州 県 税 事 務 所	(16)	税務室 納税課 課税課 紀南県税課	○県税徴収・納付、収納管理、納税相談、納税証明 書の交付、自動車二税の減免受付 ○地方税法第48条に関する個人住民税に係る徴収・ 滞納処分等 ○各税目（外形対象法人の法人二税・自動車二税を 除く）の賦課及び減免受付 ○県税徴収、納税証明書の交付、不動産取得税、軽 油引取税、自動車二税の減免受付（紀南地域分）
自 動 車 税 事 務 所	(11)	業務課 課税課	○自動車二税の還付、自動車税の口座振替 ○自動車二税の賦課及び減免受付
職 員 研 修 セ ン タ ー	(7)	—	○職員研修の企画・実施

総務部関係予算

予算総括表

(単位：千円、%)

	平成24年度 当初予算 (A)	平成25年度 当初予算 (B)	増減額 (B-A)	(B)の 対前年度 伸率
一般会計	179,657,400	187,448,566	7,791,166	4.3
県債管理特別会計	(106,535,069) 119,277,069	(112,731,451) 161,826,451	(6,196,382) 42,549,382	(5.8) 35.7
公共用地先行取得事業特別会計	5,980,619	1,803,723	△4,176,896	△69.8
合 計	(292,173,088) 304,915,088	(301,983,740) 351,078,740	(9,810,652) 46,163,652	(3.4) 15.1

注：()内は、借換債を除くベース

予算主要項目

(単位：千円)

施策名	事 項	予算額
(行政運営2)行財政改革の推進による県行政の自立運営	1 政策評価等推進事業 【(40201) 自立的な県行政の運営】 (第2款 総務費 第1項 総務管理費 4行政改革推進費) 施策や事業展開の評価を的確に行い、評価結果等を「成果レポート」としてまとめ公表することにより、県民の皆さんとの情報共有を図ります。また、事業の見直しの一層の活性化を図るため、外部有識者の意見を聴き取り、次の事業展開の参考とします。	2,957
	2 行政改革推進事業 【(40201) 自立的な県行政の運営】 (第2款 総務費 第1項 総務管理費 4行政改革推進費) 「三重県行財政改革取組」における各取組の推進及び適切な進行管理を行うとともに、「みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)」による政策推進の仕組みの運用や、職員の提案・表彰制度等職員の意欲向上に向けた組織風土づくりなどに具体的に取り組みます。	2,973

(行政運営3) 行財政改革の推進による県財政の的確な運営	<p>3 人事管理事務費</p> <p style="text-align: right;">【(40202) 人材育成の推進】</p> <p>(第2款 総務費 第1項 総務管理費 2人事管理費)</p> <p>「三重県職員人づくり基本方針」に基づき、現場を重視し、県民の皆さんとともに、「協創」の取組を進めることができる高い意欲と能力をもった人づくりに取り組みます。</p>	39,785
	<p>4 職員健康管理運営費</p> <p style="text-align: right;">【(40202) 人材育成の推進】</p> <p>(第2款 総務費 第1項 総務管理費 2人事管理費)</p> <p>各種の健康管理事業、健康診断事業、総合的なメンタルヘルス対策事業を実施し、職員自らが心と体の健康づくりに取り組めるよう支援します。</p>	68,944
	<p>5 地方税収確保対策事業</p> <p style="text-align: right;">【(40302) 公平・公正な税の執行と税収の確保】</p> <p>(第2款 総務費 第4項 徴税费 2賦課徴収費)</p> <p>税源移譲に伴い個人県民税の収入未済額が増加していることから、引き続き、県と市町が連携して、地方税収の確保、税務職員の資質の向上を図ります。</p>	7,074
	<p>6 滞納整理事務費</p> <p style="text-align: right;">【(40302) 公平・公正な税の執行と税収の確保】</p> <p>(第2款 総務費 第4項 徴税费 2賦課徴収費)</p> <p>高額滞納者に対する滞納処分を強化するため、特別徴収機動担当と県税事務所が連携し、機動的に滞納整理を実施するとともに、インターネット公売なども活用して収入未済額を縮減し、税収確保を図ります。</p>	37,598
	<p>7 県庁舎等維持修繕費</p> <p style="text-align: right;">【(40303) 最適な資産管理と職場環境づくり】</p> <p>(第2款 総務費 第1項 総務管理費 6財産管理費)</p> <p>庁舎の外壁改修や老朽化した設備機器等の改修などを進めます。</p>	799,437
	<p>8 県庁舎等耐震対策事業費</p> <p style="text-align: right;">【(40303) 最適な資産管理と職場環境づくり】</p> <p>(第2款 総務費 第1項 総務管理費 6財産管理費)</p> <p>耐震化の必要な四日市庁舎厚生棟について、平成25年度に耐震化工事を実施します。</p>	3,272

事 務 事 業 概 要

(行政運営)

項 目	概 要
<p>【総務課】 課長 木平 芳定 TEL 059-224-2190</p> <p>1 企画・総務事務</p> <p>2 栄典・表彰</p> <p>3 包括外部監査</p> <p>4 組織・定数</p> <p>5 民間活力の有効活用</p>	<p>1 部の議会及び総合行政の窓口となっている。</p> <p>2 部の予算・経理、危機管理等に関する事務を行っている。</p> <p>春秋叙勲・褒章にかかる関係省庁への候補者の上申など、栄典事務を行っている。また、本県の各界において県民の模範となり、地域社会の発展及び県勢の振興発展に寄与した個人・団体を、県民功労者として表彰している。</p> <p>外部の専門的な知識を持った者と契約を締結し、監査を受けている。</p> <p>「三重県行財政改革取組」を踏まえ、わかりやすく、簡素で効率的・効果的な組織体制及び組織運営の構築や重点的な定数配置などの取組を進めている。</p> <p>「三重県行財政改革取組」を踏まえ、民間活力の導入に関するガイドラインに基づき、民間活力の有効活用に取り組んでいる。</p>
<p>【行財政改革推進課】 課長 森 靖洋 TEL 059-224-2231</p> <p>1 行財政改革</p> <p>2 外郭団体</p> <p>3 公益法人事務</p> <p>4 業務改善等の推進</p>	<p>「三重県行財政改革取組」の全体的な推進及び進行管理を行っている。</p> <p>「三重県外郭団体等改革方針」に基づき、団体等と十分な調整を図りながら、見直しを実施するとともに、その進捗管理を行っている。 また、「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」等に基づき、団体の経営評価を議会に報告、公表している。</p> <p>公益法人制度改革に伴い、公益社団・財団法人への公益認定及び一般社団・財団法人への移行認可を行うための三重県公益認定等審議会に係る事務を行っている。</p> <p>1 業務改善の推進 より質の高い行政サービスの提供につなげるため、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」の運用を通じて、不断の改善活動を推進している。</p>

項 目	概 要
<p>5 総勤務時間等の縮減</p>	<p>2 ISO14001 ISO14001を効果的かつ効率的に運用し、職員一人ひとりによる継続的な環境負荷低減活動に取り組んでいる。</p> <p>県民サービスの向上と職員の自己実現・健康増進を図るため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた総勤務時間等の縮減に取り組んでいる。</p>
<p>【法務・文書課】 課長 西村 高則 TEL 059-224-2163</p>	
<p>1 文書事務</p>	<p>1 公印の管理並びに公印規則に定める公印の新調、改刻、廃止及び公示事務を行うとともに、文書の收受、配布及び発送を行っている。</p> <p>2 保存文書の引継ぎ、保存及び廃棄を行うとともに、文書の適正な管理に関する事務を行っている。</p>
<p>2 法令事務</p>	<p>1 条例、規則等について審査を行うとともに、関係法令の解釈について助言を行っている。</p> <p>2 県公報を、週2回定期的に発行し、必要に応じて号外を発行している。</p>
<p>3 争訟事務</p>	<p>1 県行政（知事部局）に係る争訟、調停等の事務を処理している。</p> <p>2 行政不服申立ての裁決案等の審査を行っている。</p>
<p>4 行政書士事務</p>	<p>行政書士法に基づいて、行政書士の指導監督に関する事務等を行っている。</p>
<p>5 収用委員会事務</p>	<p>土地収用法に基づき設置されている収用委員会の事務の整理等を行っている。</p>
<p>6 大型複写機の運用</p>	<p>庁内の文書複写・製本を大型高速コピー機で作成することにより、両面コピーの推進、資源及び経費の節約並びに事務の効率を図っている。</p>

項 目	概 要
<p>【人事課】 課長 喜多 正幸 TEL 059-224-2109</p>	
1 人権事務	部の人権啓発に関することを企画している。
2 人材育成	職員の人材活用を図るために、評価制度、職員研修等の人材育成に係る制度、仕組みの企画、運用を行うとともに、「信頼」と「対等」を基本とした労使協働の取組を推進している。
3 コンプライアンスの推進	県民から信頼される職員、組織であるために、職員のコンプライアンス意識の向上を図るなどのコンプライアンスの推進に取り組んでいる。
4 職員の任用管理	<p>1 職員の採用 組織の活性化を図るため、多様な人材の確保を図っている。</p> <p>2 職員の人事異動 県行政の円滑な推進の観点から、人材育成及び事務事業推進の重視、意欲と能力のある職員や女性職員の積極的な登用など適材適所の人事配置を行っている。</p>
5 職員の給与	職員の給与について、国や他の地方公共団体及び民間の給与水準との均衡を考慮して定め、適正な給与制度の運用を図っている。
6 職員の旅費	公務のために旅行する職員又は職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な基準を定め、県費の適正な支出を行っている。
<p>【福利厚生課】 課長 野呂 正美 TEL 059-224-2115</p>	
1 職員の安全衛生	職場における職員の安全と衛生を確保するため、労働安全衛生法、三重県職員安全衛生管理規程に基づき、快適な職場環境の確保と職員の健康保持増進に努めている。

項 目	概 要
<p>2 職員の福利厚生</p> <p>3 公務災害補償</p> <p>4 恩給事務</p> <p>【総務事務課】 課長 中川 一幸 TEL 059-224-2050</p>	<p>1 職員共済組合事業 地方職員共済組合三重県支部は地方公務員等共済組合法に基づき、組合員及びその被扶養者の医療、年金の給付等の事業と併せ、保養所の運営、住宅資金貸付等の福利厚生事業を行っている。</p> <p>2 職員互助会事業 財団法人三重県職員互助会は、三重県職員等の共済制度に関する条例に基づき、会員の掛金等で職員の福利厚生に関する事業を実施している。</p> <p>地方公務員災害補償法に基づく地方公務員の公務上の災害又は通勤による災害について、迅速かつ公正な補償が行われるよう努めている。</p> <p>恩給法並びに県吏員職員退職諸給与支給条例に基づく恩給及び退隠料の支給事務を行っている。</p>
<p>1 総務事務の集中処理</p>	<p>知事部局、教育委員会（事務局、県立学校）、各種委員会事務局（議会事務局含む、警察除く）及び企業庁を対象組織として、職員の給与や旅費等の総務事務について、集中処理するとともに、総務事務システムの運用を行っている。</p> <p>1 職員の給与等に関する事務 職員の給与計算、支給事務、諸手当（住居、扶養、通勤手当等）の認定及び年末調整事務を行っている。 また、職員の異動関係書類の管理、履歴事項の変更処理、職員証の発行事務等を行っている。</p> <p>2 職員の旅費支給に関する事務 職員の旅費の審査、支給事務を行うとともに海外旅費などの請求支援等を行っている。</p> <p>3 職員の福利厚生に関する事務 職員の児童手当の認定・支給事務、勤労者財産形成促進事務（財形貯蓄）のほか、知事部局職員等に関する地方職員共済組合の給付及び共済組合員証の交付にかかる手続事務を行っている。</p> <p>4 賃金・報酬職員に関する事務 非常勤職員等の賃金及び報酬の支給、通勤手当等の認定、年末調整を含む所得税関係事務、社会保険・雇用保険等に関する事務を行っている。</p>

事 務 事 業 概 要

(財政運営)

項 目	概 要
<p>【財政課】 課長 西川 健士 Tel 059-224-2216</p>	
<p>1 県議会事務</p>	<p>1 県議会の定例（臨時）会の招集に関する事務を行っている。</p> <p>2 提出議案等の取りまとめ、印刷、議会事務局への送付に関する事務を行っている。</p> <p>3 県議会での質問に対する答弁資料の作成に関する事務を行っている。</p> <p>4 議案聴取会、委員会等の質疑事項の取りまとめに関する事務を行っている。</p> <p>5 議決予算の公表等に関する事務を行っている。</p>
<p>2 政策評価事務</p>	<p>1 施策・事業展開の評価が的確に行えるよう評価制度を運用している。</p> <p>2 県政に関する説明責任と情報共有を図る手段として、施策等の評価について取りまとめた成果レポートや事業マネジメントシートを公表している。</p>
<p>3 県歳入歳出予算事務</p>	<p>県歳入歳出予算（一般、特別、企業会計）の調整に関する事務を行っている。</p>
<p>4 県債及び資金借入事務</p>	<p>1 県債の発行、償還、管理に関する事務を行っている。</p> <p>2 資金の借入に関する事務を行っている。</p>
<p>5 その他県予算調整事務</p>	<p>1 地方交付税（県分）の算定等に関する事務を行っている。</p> <p>2 財政関係調査及び公表に関する事務を行っている。</p> <p>3 県の決算統計の取りまとめに関する事務を行っている。</p> <p>4 財政改革に関する調査・検討に関する事務を行っている。</p> <p>5 宝くじ販売限度額の決定、関連助成事務に関する事務を行っている。</p> <p>6 予算編成支援システムの運用に関する事務を行っている。</p>

項 目	概 要
<p>【税務・債権管理課】 参事兼課長 坂井 清 Tel 059-224-2132</p> <p>1 税務組織の企画・総務事務</p>	<p>税務組織運営に関する事務及び下記の事務を担当している。</p> <p>1 県税に係る電算事務 全税目の課税から収納、決算にいたるまでのオンラインシステムの運用管理を行っている。</p> <p>2 税外債権の未収金対策 全庁的な税外債権の未収金対策について、総合的な企画及び調整を行っている。</p> <p>3 三重地方税管理回収機構への支援 市町税の徴収体制を強化等するため、平成16年4月1日に設立された三重地方税管理回収機構に対して、人的支援を行っている。</p>
<p>【税込確保課】 課長 篠原 誠 Tel 059-224-2131</p> <p>1 県税の賦課徴収事務</p>	<p>県税事務所及び自動車税事務所が行う県税の賦課徴収業務に係る企画支援等を行っている。</p> <p>1 納税事務 (1) 納税義務等について啓発し、自主納税意識を高め、納期内納付を促進している。 (2) 滞納案件については、法令等に基づき、効果的な滞納処理を行っている。</p> <p>2 個人県民税対策 (1) 多額の収入未済を生じている個人県民税対策として、県内市町と連携して個人住民税の滞納整理を進めている。 (2) 個人住民税の特別徴収の促進を図っている。</p> <p>3 課税事務 (1) 法令の適正な運用に努め、納税者の理解が得られるよう、公平公正な賦課事務に努めている。 (2) 不動産取得税に係る大規模家屋等の評価を行っている。 (3) 県税事務所等が実施する課税調査の支援及び指導を行っている。 (4) 軽油引取税の査察調査を行っている。</p>

項 目	概 要
<p>【管財課】 課長 井上 正敏 Tel 059-224-2135</p>	
<p>1 庁舎等管理事務</p>	<p>1 県庁舎の管理事務</p> <p>(1) 庁舎等の維持管理 庁舎等管理規則に基づき共有部分の清掃、警備等の日常管理、庁舎内行為等の許可に関する事務を行っている。 また、庁舎から排出される紙類や物品等のリサイクルを行っている。</p> <p>(2) 庁舎防火対策 庁舎防火等管理規程に基づき防火訓練の計画実施及び庁舎内防火設備の点検確認を行っている。</p> <p>(3) 庁舎設備の保安管理 庁舎設備（電気、空調、給水、給湯、ガス、汚水処理、昇降機等）の保安管理を行っている。</p> <p>(4) 庁舎等の整備・耐震化 県民、職員の安全・安心を確保するため庁舎等の整備・耐震化を進めている。</p> <p>2 本庁舎集中管理車両の運用管理事務 乗用車、ワゴン車、バン等計90台を集中管理し、適正かつ効率的な運用管理を行っている。</p>
<p>2 財産管理事務</p>	<p>公有財産に関する事務の総括及び未利用地の売却、利活用を行っている。</p>
<p>3 ファシリティマネジメントの推進</p>	<p>経済的なコストで良好な施設環境（ファシリティ）を効率的に提供し、施設・土地の最適なあり方の追求をするためファシリティマネジメントを推進している。</p>

平成25年三重県議会定例会

総務地域連携常任委員会（所管事項説明） 提出資料

◎所管事項

【行政運営】

1	三重県行財政改革取組について	1
2	みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）について	3
3	地域機関の見直し等について	8
4	外郭団体等の見直しについて	10
5	総勤務時間の縮減について	12
6	法令、文書業務について	14
7	職員の人材育成について	16
8	コンプライアンスの推進について	20
9	職員の健康管理について	24
10	総務事務の集中処理について	26

【財政運営】

11	三重県財政の現状について	別冊
12	県税収入について	28
13	県税未収金対策について	30
14	みえ森と緑の県民税について	36
15	税外の未収金対策について	52
16	多様な財源確保策について	56
17	県有財産の有効活用について	64

【別冊資料】

- 平成24年度「三重県行財政改革取組」具体的取組 年度実績
- 「民間活力の導入に関するガイドライン」
- 「三重県外郭団体等改革方針」
- 「三重の財政（平成25年 第1回）」
- 「三重県債権管理適正化指針」
- 「県庁舎等適正保全指針」

平成25年5月27日

総 務 部

1 三重県行財政改革取組について

1 現状（概要）

平成 24 年度から本格的にスタートした「三重県行財政改革取組」は、「人づくりの改革」「財政運営の改革」「仕組みの改革」の 3 つを柱とした 52 の具体的取組を推進することにより、自立した地域経営を実現し、「みえ県民力ビジョン」の着実な推進につなげるもので、現在、全庁を挙げて取り組んでいるところです。

本取組の進行管理にあたっては、知事を本部長とする「三重県行財政改革推進本部」を中心として、「ロードマップ（工程表）」に基づき適切に行うほか、進捗状況を半期ごとに取りまとめ、県議会に報告するとともに、ホームページなどを通じて県民の皆さんへ公表することとしています。

2 平成24年度の実績

「人づくりの改革」においては、「三重県職員人づくり基本方針」の策定及び本方針を受けての新たな研修体系の構築により、平成 25 年度から新たな人材育成に取り組む体制を整えたほか、管理職員へのモチベーションマネジメント研修及び新たな職員提案制度の実施や「MIE 職員力アワード」への応募促進などにより、「職員力の更なる向上」を図りました。

「財政運営の改革」においては、予算編成プロセスを 9 月に見直し平成 25 年度当初予算編成から導入したことにより「健全な財政運営」を推進したほか、公用車広告掲載や、ふるさと納税のインターネットを利用した納付システムの導入などにより「歳入の確保」につなげました。

「仕組みの改革」においては、政策を推進する新たな仕組みとして「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」を構築し、平成 25 年度から本格運用できる体制を整えたほか、現場重視で地域の課題を施策に反映できる組織体制等への地域機関の見直しや、個別の外郭団体等のあり方及び県関与の見直し方針を明確にした「三重県外郭団体等改革方針」の策定など、「効果的・効率的な県政運営」を推進しました。

平成 24 年度において、52 の具体的取組のうち 22 取組（42%）が達成しており、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の県民指標である「行財政改革取組の達成割合」の平成 24 年度目標（42%）を計画どおり達成しました。

3 今後の対応

52 の具体的取組のうち、未達成の 30 取組においては、引き続き「ロードマップ（工程表）」に基づき、適切な進行管理を行うとともに、年次計画を策定し着実に推進していきます。また、達成済みの 22 取組においても、定期的の実績等を確認しながら、取組に係る成果の維持・向上を図ります。

平成25年度「三重県行財政改革取組」スケジュール

	進行管理	行財政改革推進本部	議 会
H25 4月	H24年度実績確定 各具体的取組年次計画作成	幹事会 年度スケジュール他	
5月		本部員会議 年度スケジュール他 幹事会	総地常任委（所管事項説明） 概要等
6月		本部員会議 年次計画協議	6月定例会会議 年次計画報告
7月			
8月	上半期実績見込集約		
9月		幹事会 本部員会議 上半期進捗状況協議	9月定例会会議 上半期進捗状況報告
10月			
11月			
12月			
H26 1月	年度実績見込集約		
2月		幹事会 本部員会議 年度進捗状況協議	2月定例会会議 年度進捗状況報告
3月			
備考	<ul style="list-style-type: none"> 年次計画、上半期実績見込については達成度が継続の取組のみ 年度実績見込は全取組対象 	<ul style="list-style-type: none"> 上記の他、個々の取組の協議、報告など必要に応じ開催 本部員会議は報道公開（資料はホームページに掲載） 	<ul style="list-style-type: none"> 個々の取組については必要に応じ各常任委員会で報告

2 みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）について

1 みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）の概要

「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」は、「みえ県民力ビジョン」に掲げた理念や目標を着実に実現・達成し、県民の皆さんに成果を届けていくための行政運営の基本的枠組み（マネジメントサイクル）です。

「みえ県民力ビジョン」や「みえ県民力ビジョン・行動計画」の実現に向けた取組について、各年度・組織にどのように展開し、進めていくかを定め、その進捗状況の把握において、何が成果として得られ、課題にはどのようなものがあるかを適切に評価・改善し、そうした結果を踏まえて、次年度の方針や予算編成につなげていくための県政運営全般の流れを表したものとも言えます。

これまで県では、こうした行政運営の基本的枠組みを「みえ行政経営体系」として運用してきたところですが、平成 24 年度に「三重県行財政改革取組」の仕組みの改革の取組の一つとして、見直しを行い、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」として構築したところです。

2 オールインワンシステムの概要

「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」を効率的・効果的に運用する主要なツールとして、予算要求・年間計画策定・進捗管理・事業評価・事業見直しなど、さまざまな場面で必要とされる情報を一元的に管理する仕組みが「オールインワンシステム」です。この「オールインワンシステム」では、これまでそれぞれの仕組み等で運用してきた下記の機能に必要とされる情報を一括して管理することとしています。

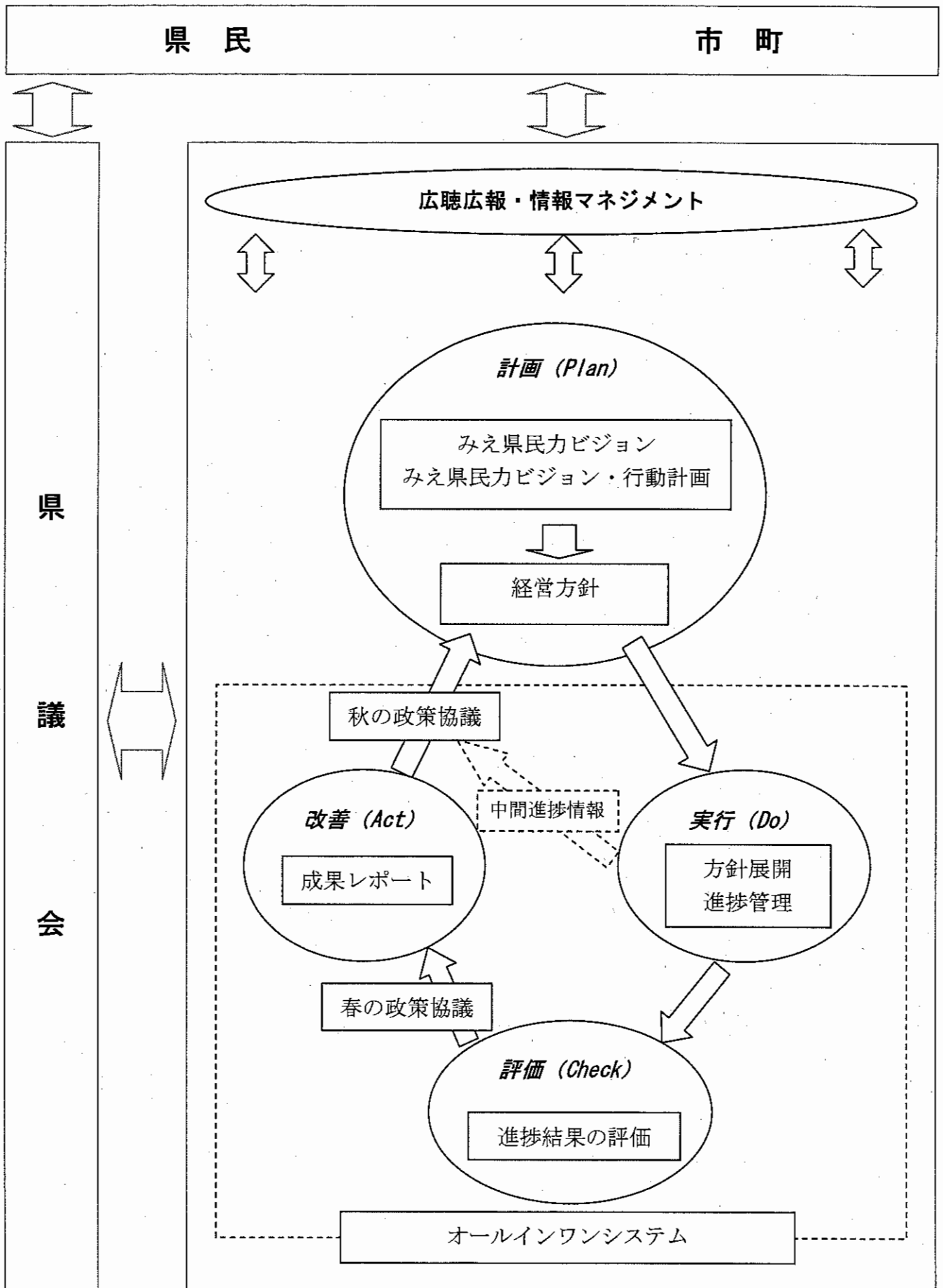
<オールインワンシステムを活用する機能>

- ・ 経営方針の策定
- ・ 経営方針実践方策（年度計画・目標の設定、計画の進行管理）
- ・ みえ政策評価システム（施策や事業の自己評価）
- ・ 政策協議（評価・改善の検討の場）
- ・ 成果レポート（成果の対外的な説明）
- ・ 勤務評定の業務評価（成果に対する人事評価）
- ・ 前年度評価に基づく事務事業の見直し
- ・ 予算要求・当初予算編成に向けての基本的な考え方（資源配分の検討）
- ・ 重点化施策（仮称）の検討
- ・ 事務事業への民間活力の導入検討
- ・ 事務引継（内部の事業説明）

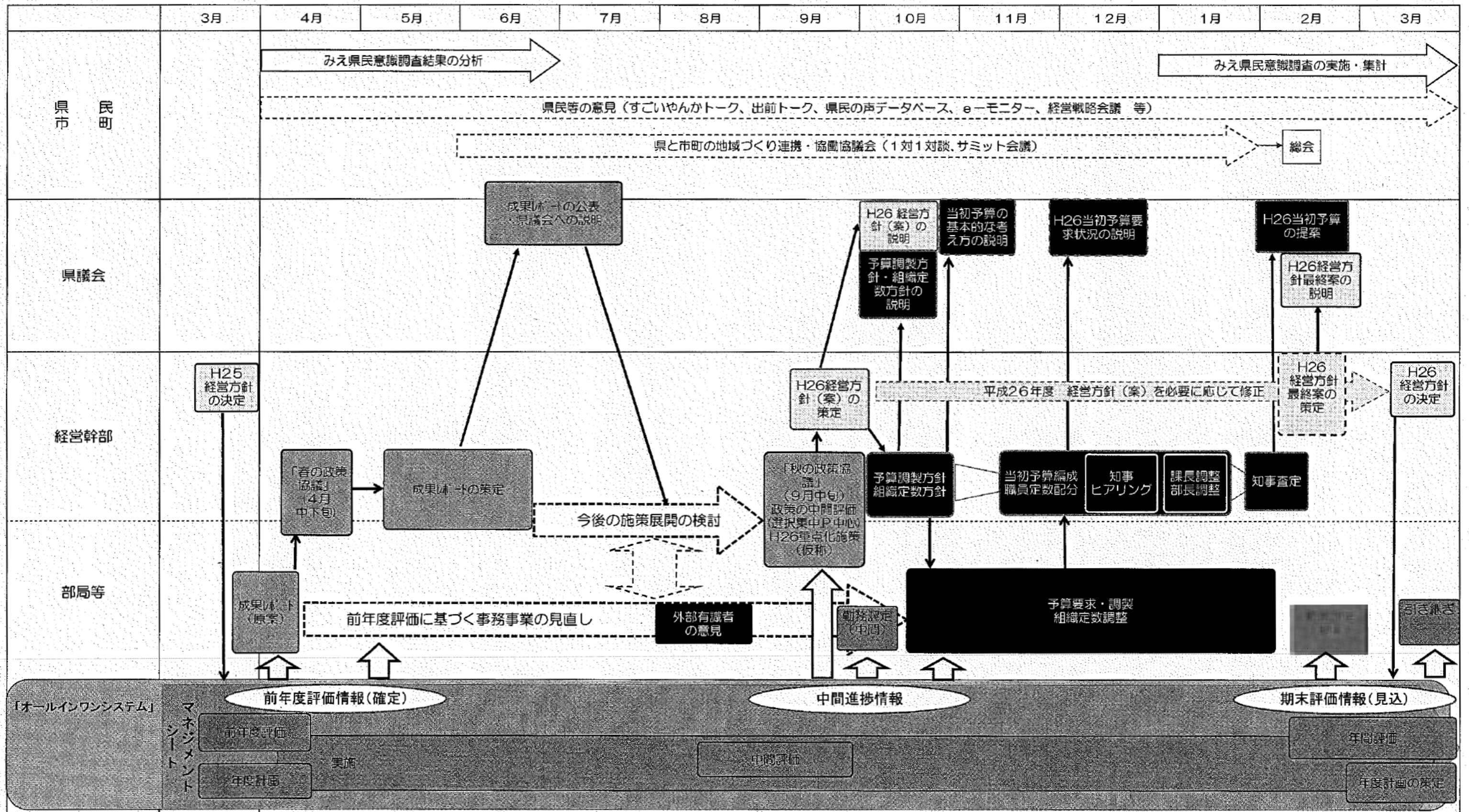
3 今後の対応

本年度から本格的に「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」の運用を開始し、効率的・効果的な県政運営に努めるとともに、この行政運営の基本的枠組み自体についても、引き続き不断の改善を進め、進化させていきます。また、改善（Act）機能の強化を図るため、事務事業の見直しの取組については、目標を達成できていない施策を構成している事業を対象に、外部有識者から目標達成に向けた意見・提案を聴き取り、翌年度以降の事業展開の参考とします。さらに、要求上限額に一定の加算を行う重点化施策（仮称）を設定するなど、新しい予算編成プロセスに基づき、メリハリのある予算の編成に取り組みます。

みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）のイメージ図



「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」 年間運用スケジュール



3 地域機関の見直し等について

1 地域機関の見直し

(1) 基本的な考え方

限られた行政経営資源の中で、県民サービスの視点や地域の特性を踏まえ、県組織全体として、現場重視で「みえ県民力ビジョン」の施策を的確に推進していくため、次の観点により、地域機関を見直しました。

- ア 現場重視で地域の課題を施策に反映できる組織体制
- イ 県民の安全・安心確保をめざした重点的な体制整備
- ウ 地域の特性に応じた機能整備
- エ 県民から見て分かりやすく専門性を発揮できる効率的・効果的な業務執行体制

(2) 組織改正の概要

① 地域における防災・危機管理機能の強化

ア 地域防災総合事務所及び地域活性化局の設置

県民センターの機能を再構築し、地域での防災・危機管理機能の強化、南部地域の活性化を図るため、県内6箇所に「地域防災総合事務所」を、県内3箇所に「地域活性化局」を設置しました。これらの所及び局は、非常時には地域での自主的な緊急対応が可能となることをめざし、通常時から、危機管理、市町等との連携などの横断的機能をもつ事務所として位置づけています。

イ 危機管理地域統括監の設置

危機発生時等に、所及び局の横断的機能が実効性あるものとなるよう、各地域に「危機管理地域統括監」を設置しました。危機管理地域統括監は、地域防災総合事務所長及び地域活性化局長が兼務し、危機の規模、内容等に応じて、所管区域内の事務所の統括や調整、支援又は情報収集等の対応を図るとともに、地方災害対策部の設置時には、対策部全体の統括を行います。

② 児童相談の体制強化

児童虐待相談件数の増加等を踏まえ、児童相談センターの組織を見直し、介入型のアプローチや法的対応に関して専門的な支援を行うため「法的対応室」を設置するとともに、職員研修をはじめとした人材育成等、市町に対する支援を推進するため「市町支援プロジェクトチーム」を設置しました。

また、本庁に、児童相談センターと連携して危機管理対応や市町の支援にあたる「子ども虐待対策監」を設置しました。

③ 保健福祉事務所（保健所、福祉事務所）の見直し

保健・福祉サービスのよりの確な提供を図るため、保健福祉事務所の組織を廃止し、「保健所」と「福祉事務所」に分離しました。

なお、業務体制の効率化と専門性の維持確保を図るため、多気福祉事務所と度会福祉事務所を統合し、「多気度会福祉事務所」としました。

④ 農林水産商工環境事務所（地域農業改良普及センター）の見直し

商工業務及び環境業務の所管を見直し、「農林水産事務所（農政事務所、農林事務所）」に改め、本庁農林水産部との連携を一層密にすることで、みえ県民力ビジョンに掲げる施策の推進を図るとともに、各地域の地域農業改良普及センターを農林水産事務所と一体の組織としました。

⑤ その他地域機関の見直し

大阪事務所を「関西事務所」に改め、三重県営業本部の関西圏での機能強化に取り組むこととしました。

2 組織運営の見直し

平成 25 年度から「三重県職員人づくり基本方針」に基づき、新たな人材育成に取り組んでいくことと併せて、フラット制による組織運営を見直しました。

具体的には、本庁に「課長補佐」「班長」「班長代理」、地域機関に「課長代理」の職を新たに設置し、業務の基本を「個人」から「組織」に改め、人材育成とチェック機能の強化を図っていきます。

4 外郭団体等の見直しについて

1 現状

外郭団体等の見直しについては、平成15年の見直しからおよそ10年が経過するなかで、社会経済情勢の変化も踏まえ、あらためて、団体の目的や事業内容について精査し、団体のあり方や県関与の見直しが必要となり、平成25年3月に「三重県外郭団体等改革方針」を取りまとめました。

2 「三重県外郭団体等改革方針」(概要)

(1) 見直しの対象

①外郭団体

ア 県の出資等の割合が4分の1以上の団体 29団体

イ 県の出資等の割合が4分の1未満で、県が筆頭出資者である団体 7団体

② 県が人的支援かつ財政的支援を実施する団体 2団体

(2) 見直しの実施期間

三重県行財政改革取組期間である平成27年度までを集中的な見直し期間として、必要な見直しを実施します。

(3) 個別団体の見直し方向

見直しの対象団体について、団体のあり方や県関与について精査を行い、必要な見直しを実施します。

〔団体のあり方の見直し〕

見直し方向

- A 団体の存廃等を含めて検討
- B 抜本的な団体のあり方見直し
- C 県等との役割分担の見直し
- D 他団体による代替実施の検討
- E 事業見直しによる効果の改善
- F 中長期経営計画等の策定
- G 事業手段見直しによる効率性の改善
- H 経営状況を踏まえた事業のあり方検討

〔県関与の見直し〕

見直し方向

- ① 出資等の見直し
- ② 財政的支援(委託、補助金等)の見直し
- ③ 人的支援
 - ア 職員派遣の見直し
 - イ 役員等就任の見直し

(4) 外郭団体等への県関与の基本方針

今後の県の外郭団体等への関与のあり方については、公益法人制度改革の趣旨も踏まえ、団体の自主・自立の観点を重視し、次のとおりとします。

① 出資等

県の責任や役割に応じた適切な額とします。

② 財政的支援（委託・補助金等）

団体自身の事務事業の見直し、自主財源の強化等を図り、県からの自主・自立を促し、必要最小限の支援にとどめます。

③ 人的支援等

ア 職員派遣

団体の自主・自立の観点から県職員の外郭団体等への派遣については、原則として行わないものとします。なお、現在実施している外郭団体等への職員派遣については、年次計画を立てて廃止に向けて見直しを行うものとします。

イ 役員等への就任

団体自らが責任を持って自主的・自立的に運営を行うことが重要であることから、外郭団体等への県職員の役員等への就任については、見直しを行うものとします。

ウ 外郭団体等における県退職職員の活用について

平成 24 年度から「外郭団体等の県退職職員活用にかかる情報提供制度」を試行実施するものとし、毎年度、前年度退職者にかかる外郭団体等への再就職者については、公表を行います。

④ その他

ア 県の主要出資法人に係る経営状況等の審査及び評価

経営評価手法の見直しを行い、平成 25 年度実施の評価から適用します。

なお、県の出資等の割合が 4 分の 1 未満で県が筆頭出資者である団体にも、当該団体及び出資者と十分な調整をはかりながら、評価の実施を要請するものとします。

イ 経営計画に基づく団体運営

外郭団体の運営については、中長期経営計画等に基づき行うことを引き続き各団体に要請するものとします。

3 今年度の取組

「三重県外郭団体等改革方針」の進行管理

「三重県外郭団体等改革方針」に基づき、団体等と十分な調整を図りながら、見直しを実施するとともに、その進行管理を行います。

また、その進捗状況については、県議会への報告や県民への公表を行います。

5 総勤務時間の縮減について

1 総勤務時間数の現状

項目	平成24年度 (A)	平成23年度 (B)	(A) / (B) × 100
総勤務時間数	1, 916時間	1, 922時間	99.7%
年休等取得時間数	184時間	175時間	105.1%
時間外勤務時間数	201時間	198時間	101.5%

※ 時間数は、管理職を含む職員一人あたりの年間時間数である。

2 総勤務時間縮減の取組

業務の見直しを進め、効果的・効率的な行政サービスを提供することにより県民サービスの向上を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現をめざし、職員の「職業人」「地域人」「家庭人」としての自己実現及び健康増進等を図るために、幹部職員のリーダーシップの発揮と職員との十分な対話のもと、総勤務時間の縮減に向け、各部局・職場が主体的・自主的に取り組んでいます。

3 昨年度の実績及び今年度の取組

(1) 平成24年度の実績

全庁的に「連続休暇の取得促進」、「超長時間勤務者の縮減」等の総勤務時間縮減に取り組みました。その結果、年休等取得時間数は増加するなどの成果があがった一方で、時間外勤務時間数は増加するなど、縮減に向けた業務見直しで大きな成果をあげることができませんでした。こうした結果を踏まえ、引き続き、縮減に向けての取組が必要です。

(2) 平成25年度の取組

平成24年度の実績を踏まえ、各部局の取組を検証するとともに具体的な取組内容の共有も図りながら、特に時間外勤務の縮減に向けた業務見直しを積極的に進めるなど、引き続き、総勤務時間の縮減に取り組んでいきます。

6 法令、文書業務について

1 条例の一斉点検・見直しについて

制定から相当の年数を経過した条例の中には、制定後の社会情勢の変化に対応できていないもの等があると考えられることから、平成24年度から「三重県行財政改革取組」の一環として、必要性、適法性、有効性、効率性、公平性等の視点から点検・見直しを行い、県条例の適時性を確保する取組を行いました。

(1) 一斉点検の結果

対象条例326件について、条例の所管部等において点検を行った結果、廃止を検討する条例が8件、改正を検討する条例が69件、廃止・改正の必要がない条例が247件、条例の効力が失われたものが2件でした。

(2) 平成24年度の見直しの状況

① 条例の廃止

6件の条例を廃止しました。

② 条例の改正

58件の条例を改正しました。

③ その他

平成24年12月末までに廃止・改正の必要がない条例も含め、全ての条例に係る点検・見直しシートを三重県ホームページで公表しました。

(3) 今後の取組

廃止・改正を検討する条例で、平成24年度内に条例案を提出できなかった13件については、引き続き条例の所管部等において検討をすすめ、条例の廃止・改正が必要なものについては、順次廃止・改正条例案を提出します。また、県条例の適時性については不断の見直しが必要であり、今後も条例が適切なものであり続けるよう適宜必要な取組を行ってまいります。

一斉点検の結果		見直しの状況	
		条例の廃止・改正	引き続き検討するもの
廃止を検討する条例	8	6	2
改正を検討する条例	69	58	11
廃止・改正の必要がない条例	247	—	—
条例の効力が失われたもの	2	—	—
計	326	64	13

2 公文書の適正な管理について

港湾改修工事に関する不適正事務を踏まえ、公文書管理について、職員が一層理解を深めるとともに、制度の適切な運用が確保されるようチェックの仕組みづくりが必要であるため次のように取り組みました。

(1) チェック体制の強化等

三重県公文書管理規程を改正し、文書事務における所属長の責任を明確に位置付けるとともに、文書主任は原則として課長補佐の職にある者を充て、その事務として「公文書（部分）開示決定の起案文書の審査」及び「研修の実施」を追加するなど、文書主任の機能強化を図りました。また、起案文書の廃止又は変更方法の明確化など、公文書の作成に係る規定を改正し、公文書の適正な管理を徹底しました。

(2) 研修の強化

公文書管理等についての知識と意識の向上を図り、適切な制度運用を行うため、全ての文書主任等を対象に公文書管理に関する研修を行い、適切な制度運用について周知を徹底しました。

(3) 今後の取組

公文書管理については職員が一層理解を深めるとともに、制度の適切な運用が確保されるよう、引き続き文書主任等に対する研修会や三重県公文書管理規程等の見直しを行っていきます。

7 職員の人材育成について

1 「三重県職員人づくり基本方針」による新たな人材育成の推進

県職員に求められる人材像や能力を明確にし、人材育成の手法や進め方を示す「三重県職員人づくり基本方針」を平成24年12月に策定しました。同方針では、これまでの「職員の自主性に任せた人材育成」から「組織が積極的に関与する人材育成」にシフトし、対話を通じて組織全体でより積極的に職員に働きかける「みんなで行う人づくり」に取り組むこととしています。平成25年度から、仕事を通じた人材育成（OJT）を人材育成の最も重要な人材育成の柱として位置づけることとし、人事、組織、職場環境、研修等の様々な分野において、関係部局等がそれぞれの役割を分担かつ連携しあうことで、組織全体で人材育成に取り組んでいきます。

さらに、県民から信頼される人づくりに取り組むため、コンプライアンスの意識を高める研修の実施などにより、コンプライアンスの確立を図ることとしています。

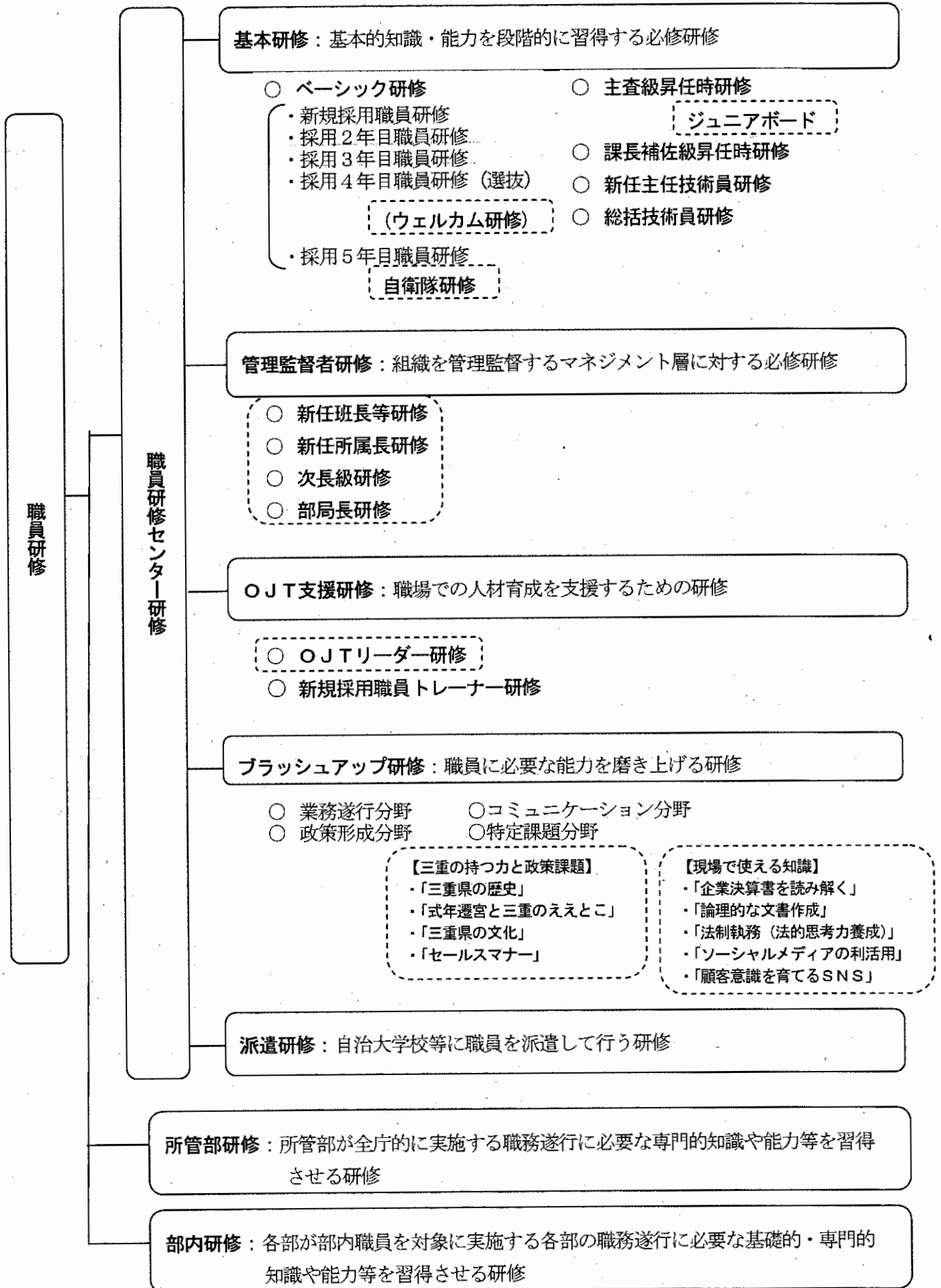
2 職員研修

(1) 職員研修の概要

職員研修センターでは、「三重県職員人づくり基本方針」を踏まえ策定した新たな職員研修計画に基づき、職員に必要とされる能力や資質の向上が図れるよう、計画的・効果的な職員研修を実施していくこととしています。

(2) 研修体系図

※ 点線枠が新しい研修



3 勤務評価制度

(1) 管理職員勤務評価制度

職員の育成・能力開発と勤務状況の公正な人事への反映を目的として、管理職員を対象に平成12年度から「管理職員勤務評価」を実施しています。

評価者は評価結果に基づき、指導・助言を行い、適切な能力開発を効果的に進めることとしています。

また、この評価結果を、勤勉手当や昇給に反映させているところです。

(2) 管理職員マネジメント支援制度

管理職員自らの所属マネジメントについての「気づき」を促し、職場運営の改善やマネジメント能力の向上を図ることを目的として、「管理職員マネジメント支援制度」を実施しています。

この制度は、課長等管理職員の日常の職務行動に対する所属職員の意見を調査するもので、その調査結果を管理職員にフィードバックすることで、管理職員は自らの行動を振り返り、職場運営の改善やマネジメント能力の向上に生かすこととしています。

(3) 一般職員勤務評価制度

一般職員の意欲、能力及び組織力の向上を目的とする「県職員育成支援のための評価制度」を平成20年度から試行し、この制度を職員の育成につなげていく方法を実証的に検証しながら、必要な見直しを行っているところです。

(4) 今後の対応

一般職員の勤務評価制度については、職員の理解と納得が得られるよりよい制度となるよう必要な見直しを加えながら、定着と施行を図り、能力や実績に基づく任用と処遇に取り組んでいきます。

8 コンプライアンスの推進について

1 推進方針

業務の推進にあたっては、職員自らはもちろんのこと、職場をあげてコンプライアンスを常に意識して行うことを、県庁の組織文化、風土としていくことをめざします。

その実現に向けて、従来から行っている研修の充実、服務規律の徹底はもちろんのこと、「日々の職場におけるコンプライアンス意識の向上」＝「コンプライアンスの日常化」に力を入れます。

2 平成 25 年度の取組

(1) 各所属におけるコンプライアンスの推進（新規）

管理職は、所属の仕事の進め方や組織力の向上等に関する年間の行動計画である組織マネジメントシートにおいて、「コンプライアンス確立に向けた意識向上」の取組内容、目標を記載することになっており、これに基づき所属でのコンプライアンスを推進します。

(2) 全所属におけるコンプライアンス・ミーティング（新規）

職員が、自身の職場における身近な話題としてコンプライアンスを意識してもらうことを狙いとして、全所属におけるコンプライアンス・ミーティングを実施します。

- ① 課や室などで行われるミーティングの議題の一つに、コンプライアンスに関連する議題（話題）を加え、所属長等を中心に全員で議論。
- ② コンプライアンス・ミーティングで議論する題材（事例）は、各部局の人事・服務担当班長等で構成するコンプライアンス推進チーム（(3) 参照）で検討し、ポイントを整理した上で各部局に提供。
- ③ 四半期に一度（年4回）、地域機関を含む全所属で実施。
- ④ 出された意見や実施の有無を総務部に報告。

(3) コンプライアンス推進チームの設置（新規）

各部局の人事・服務を担当する班長等で構成し、法曹有資格職員（募集中）をアドバイザーとします。

推進チームでは、

- ① (2) のコンプライアンス・ミーティングで使用する題材の検討
- ② コンプライアンス推進にかかる諸施策（チェックシートの導入、コンプライアンスカードの作成等）の検討
- ③ 公務員倫理（コンプライアンス）研修（(4) 参照）で使用する資料の検討
- ④ 三重県職員倫理憲章の周知
- ⑤ 「三重県職員の倫理確保についての指針」の見直し検討（(5) 参照）
- ⑥ 各種事例研究

⑦ コンプライアンスにかかる情報共有

等を行います。

(4) 研修の充実（拡充）

職員にコンプライアンスを再認識してもらう機会を増やすため、職員研修センターにおけるコンプライアンス研修の回数を増やすとともに、総務部が全庁的に行う研修に、コンプライアンスの説明を加え、これまで以上にきめ細かく実施します。

研修資料には、三重県で発生した実例を追加するとともに、平成25年度三重県経営方針の「職員の業務遂行にあたっての行動指針」を加え、研修では、過去を忘れず、そもそも何のために、誰のために業務を行うかについても再確認します。

また、巡回法務研修、各部局における独自研修等に法曹有資格職員を派遣します。

【研修スケジュール：別紙のとおり】

(5) 「三重県職員の倫理確保についての指針」の見直し（新規）

三重県職員倫理憲章の見直しを受けて、職員が迷った時のよりどころ、振り返るものとして、「三重県職員の倫理確保についての指針」の見直しを行います。

現行の指針は、利害関係を有する者との間における倫理確保を中心としていることから、法曹有資格職員の専門知識を活用して、コンプライアンス全般に関わるような指針（コンプライアンス指針）とし、活用されるものにします。

コンプライアンス研修（予定）

1 研修センター実施研修

研修名	コンプライアンス	実施（予定）日	備考
新規採用職員（入庁時研修）	○	4月4日	
採用2年目研修	○	7月29、30日	新規
採用3年目研修Ⅰ	○	8月28、29、30日、 9月2日	新規
採用5年目研修Ⅰ	○	9月17、18、24、25日	
主査級昇任時研修（ジュニアボード）	○	5月29日	新規
主査級昇任時研修（ジュニアボード以外）	○	8月22日	新規
課長補佐級昇任時研修	○	7月16、17、24、25日	新規
総括技術員研修	○	6月11日	
新任主任技術員研修	○	6月12日	
新任班長等研修Ⅰ	○（副知事講話）	5月21、22、29日	新規
新任所属長研修Ⅰ	○	5月7、8日	（新規）
新規採用職員OJTリーダー研修	○（倫理憲章、人 づくり基本方針）	4月12、15日	新規

2 総務部関連研修

研修名	コンプライアンス	実施（予定）日	備考
OJTリーダー説明会	○（倫理憲章、人 づくり基本方針）	4月17、18、19、22、 23、24、25日	新規
業務補助職員研修	○	4月17日	
巡回法務・コンプライアンス研修	○	年度後半	新規

三重県職員倫理憲章

1 目的

私たちが行う県政は、県民の皆さんの信頼に支えられて、はじめて成り立つものです。県民の皆さん一人ひとりが主体的に参画し「アクティブ・シチズン」として力を発揮していただくためにも、職員に対する信頼を得ることは欠かせません。

県民の皆さんからの信頼を得て、職員が意欲と誇りを持って「協創」の取り組みを進めることで、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を目指します。

この目的の実現に向けて、信頼される三重県職員としての倫理を確保するため、三重県職員倫理憲章を定めます。

2 心構え

三重県職員は、自らの行動が、県民の皆さんや、仲間である職員に多大な影響を与えてしまうことを自覚するとともに、仕事のそもそもの目的がどこにあるのかを忘れることなく、県庁組織のためではなく、県民全体の利益を考えて行動しなくてはなりません。

県民の皆さんから信頼され、安心して県政を任せていただけるよう、次の心構えに基づき行動します。

(1) 法令遵守

三重県職員の持つ権限や地位が、法令に基づくものであることを深く自覚し、困難にも立ち向かう積極的な姿勢で、法令の遵守を徹底します。

(2) 公正な職務遂行

全体の奉仕者として、不当な差別的取扱をすることなく公正に職務を遂行し、県民の皆さんに対する説明責任を果たします。

(3) 職権濫用の禁止

常に公私の別を明らかにして行動し、職務又はその地位を私的な利益のために用いませぬ。

(4) 規律の徹底

勤務時間中はもちろん、勤務時間外においても、自らの行動が公務への信頼に与える影響を自覚し、県民の皆さんからの信頼の確保に努めます。

平成14年 4月26日

平成16年12月24日第233号改正

平成25年 3月29日第217号改正

9 職員の健康管理について

1 健康管理事業の概要

(1) 健康診断の実施

三重県職員安全衛生管理規程に基づき、一般健康診断を実施し、健診結果により健康指示区分を決定するとともに、有所見者に対する事後指導を行っています。

また、特定業務従事者を対象とした特定業務従事者健康診断、特殊健康診断（平成 24 年度受診者 延べ 1,477 人）、希望者を対象とした各種がん検診（平成 24 年度受診者 延べ 4,911 人）等も実施しています。

(2) T H P 推進事業の実施

労働安全衛生法では、従来の健康診断を主体とする健康障害の防止を図る健康管理に加えて、さらに一步進んだ労働者の心身両面にわたる健康の保持増進を行うことが、事業者の努力義務として規定されています。このことから、希望者を対象に、職員自らが行う「積極的なところと体の健康づくり」のため、メンタルトレーニングや生活習慣病対策、栄養管理などについての健康教育を行う T H P（Total Health Promotion Plan）の取組を実施しています。

(3) 過重労働対策の実施

過重労働による健康障害防止のための対策実施要綱に基づき、一定以上の時間外労働を行った職員に対して、健康管理医による面接指導等を実施しています。

2 メンタルヘルス

(1) 職員の病気休暇・休職者とメンタル疾患の状況

年度	病 休 者 (人) (1 カ月以上の病休取得)				全病休者に対する メンタル疾患比率		休職者(人)	
	三重県		全 国		三重県	全 国	三 重 県	
	実数	うち メンタル	実数	うち メンタル			実数	うちメ ンタル
21	154	82	10,752	5,720	53.2%	53.2%	42	32
22	151	77	10,305	5,494	51.0%	53.3%	40	31
23	142	70	10,115	5,426	49.3%	53.6%	38	28

※ 県の数値(H21~H23)は、知事部局及び各種委員会（公安委員会、教育委員会除く。以下同じ。）、企業庁、病院事業庁、四日市港管理組合の集計数。ただし、休職者数は知事部局及び各種委員会の集計数。

※ 全国の数値は、都道府県及び指定都市。

(2) メンタルヘルス対策

メンタル疾患は、職員自身がこころの不調を抱えていても気づかない、人に打ち明けることができない、また、管理監督者をはじめ周囲の人が対処の仕方を知らないなどが原因で、早期発見・早期対応ができていない状況があります。また、復職しても再病休、再休職となる職員もいることから、確実な職場復帰に向けた取組が必要となっています。

このため、メンタルヘルス対策については、福利厚生課のここからルーム（健康開発室）を拠点に、体系的なメンタルヘルスケアを行う「三重県職員メンタルヘルスケアシステム^{※1}」に基づき、心の健康の保持・増進（一次予防）、早期発見・早期対応（二次予防）、職場復帰と再発防止（三次予防）の総合的な対策により、メンタル疾患の予防と復職支援に取り組んでいます。

- ① メンタル疾患の予防という観点からは、職員自らがこころの健康づくりを行うセルフケアの支援事業を重点的に実施するとともに、特にメンタルヘルスを組織の問題と位置づけ、管理監督者への研修等もあわせて実施しています。
- ② 復職支援という観点からは、療養相談をはじめ、定期面接等のメニューをきめ細やかに適用するとともに、復職支援に向けた「メンタルヘルスサポートシステム^{※2}」を活用し、円滑な職場復帰と再発防止をサポートしています。

また、さらなる再発防止に繋げるため、今年度から新たな試みとして、メンタル疾患の職員にありがちなマイナス思考をプラス思考に改善することにより、職場でのコミュニケーション能力を高めるためのカウンセリングを実施することとしています。

※1 「三重県職員メンタルヘルスケアシステム」とは、セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフによるケア及び事業場外資源によるケアの4つのケアからなる対策の体系をいいます。

※2 「メンタルヘルスサポートシステム」とは、病休者及び休職者に対して、速やかで確実な職場復帰とメンタル疾患の再発防止を図るため、相談・助言指導・職場復帰時における関係者との調整を行うシステムをいいます。

10 総務事務の集中処理について

1 集中処理の現状

(1) 集中化の目的

限られた経営資源のもとで、今後も県民の皆さんに的確な行政サービスを提供していくためには、内部業務である総務事務を見直し、簡素で効率的に組織を運営する必要があります。

このため、各部局や地域機関・県立学校ごとに庶務担当を配置して処理していた職員の給与や旅費等の総務事務について、平成 22 年度から総務事務センター（通称）一カ所で集中処理するとともに、総務事務システムを導入することにより、事務処理の効率化・職員の利便性の向上によるコスト削減を図っています。

(2) 対象業務

分類	主な内容
給与等関係 (総務班) (給与1班) (給与2班)	<ul style="list-style-type: none"> ・異動関係書類管理 ・履歴事項の変更処理 ・職員証の発行及び職員徽章の管理 ・給与報告・支給事務（給与計算） ・時間外勤務手当事務 ・特殊勤務手当事務 ・諸手当（住居、扶養、通勤手当等）の認定事務 ・年末調整事務
旅費関係 (旅費班)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員向け旅費の審査、支給事務 ・一部請求書作成事務（海外旅費）
福利厚生関係 (給与1班) (給与2班)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当関連事務 ・財形貯蓄関連事務
共済関係 (給与1班)	<ul style="list-style-type: none"> ・共済組合の手続事務
賃金・報酬職員関係 (賃金・報酬班)	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金・報酬支払事務 ・通勤手当認定事務 ・所得税関係事務（年末調整含む） ・社会保険、雇用保険関係事務

(3) 対象組織

(対象組織)

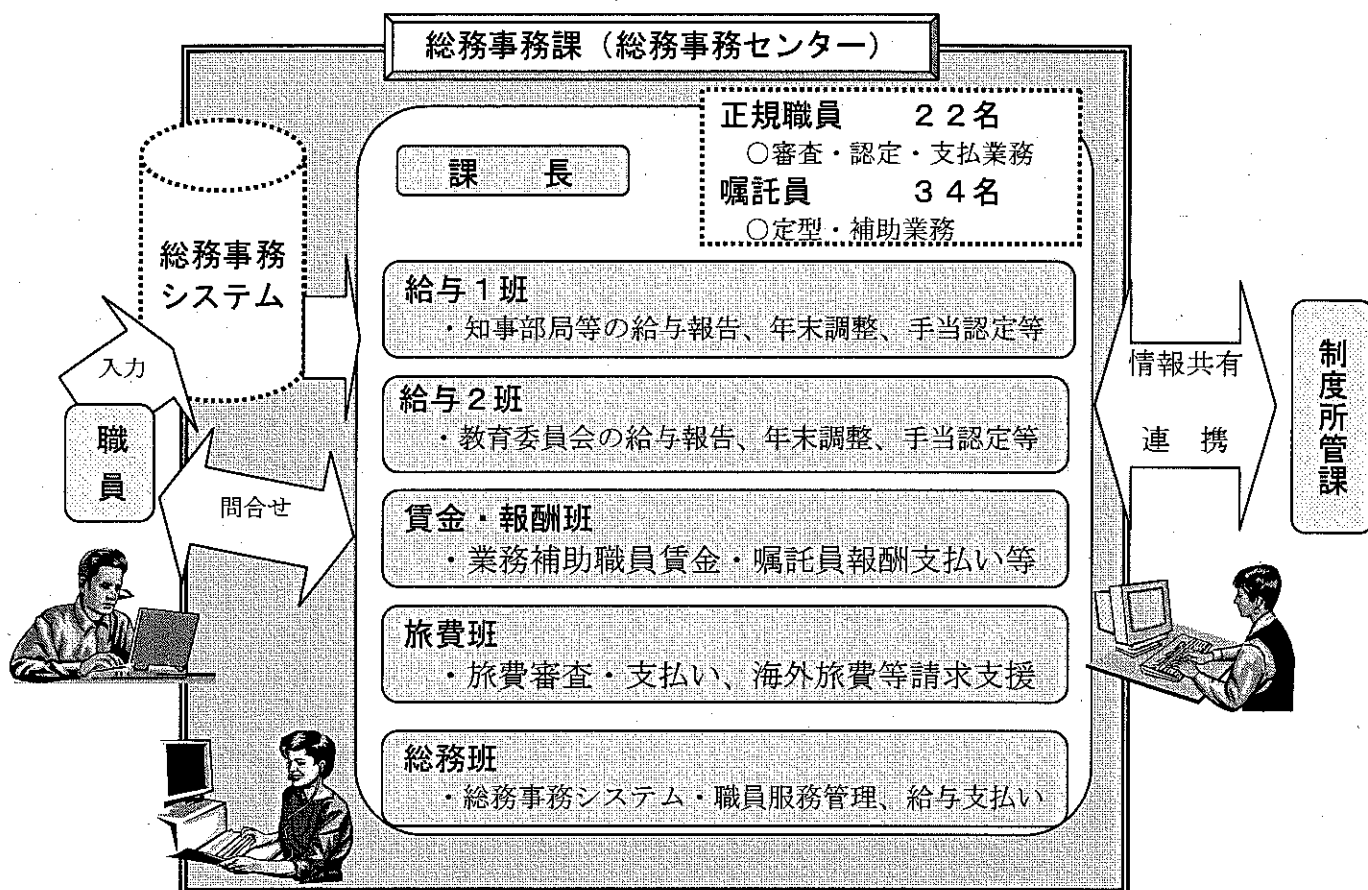
知事部局、教育委員会（事務局、県立学校）、各種委員会事務局及び企業庁

※病院事業庁、公安委員会、教育委員会（小中学校）は対象外

(対象職員) 約 14,000 人

2 総務事務センターの組織等

(1) 総務事務センターの概要 (三重県合同ビル1階に設置)



(2) 費用対効果

総務事務システムの開発や総務事務センターの設置など初期費用(約415百万円)については、システム運用費用の縮減と外部活力の活用等によるコスト縮減により、概ね4年目となる平成25年度内に回収する見込みです。

3 総務事務センターの運営状況

(平成24年度実績)

総務事務センターによる処理も4年目を迎え、システムによる事務処理に不慣れな職員も少なくなり、システムも安定稼働していることから、手当認定、手当事後確認、年末調整手続など給与・賃金の支給、旅費支給等については、円滑に処理を進めました。

- ・手当認定 約8,500件
- ・手当事後確認 約10,000件
- ・年末調整 約11,700件
- ・旅費支給 約171,800件

(平成25年度)

地域機関等の組織改正にかかるシステム改修については大きな問題もなく対応を終え、年度当初に必要な手続や異動に伴う手当申請等は、順調に処理しています。

12 県税収入について

1 平成24年度県税収入の状況と見込み

平成24年度の県税収入額は、平成25年4月末現在で約2,041億6,800万円となっており、最終補正後予算額2,052億2,200万円に対する達成率は99.5%となっていますが、出納整理期間終了後には、歳入予算額を上回るものと見込んでいます。

県税収入額を前年同期と比較すると、法人二税が約16億2,100万円の減収となっていますが、地方消費税が輸入取引額の増により約31億400万円の増収となるなど、全体として約42億6,700万円の増収となっています。なお、地方法人特別譲与税を含めると約50億100万円の増収となります。

平成24年度県税収入状況（平成25年4月末現在）（単位：百万円、%）

	県税収入 最終予算額	県税収入額 ※	対前年 同月比	前年同期 との比較	最終予算 額との 比較	予算 達成率
	A	B			B-A	B/A×100
平成24年度 全税目合計	205,222 (228,075)	204,168 (227,023)	102.1 (102.3)	4,267 (5,001)	△1,054	99.5
うち法人二税	39,463 (62,316)	40,200 (63,055)	96.1 (98.6)	△1,621 (△887)	737	101.9
うち個人県民税	62,681	60,353	104.8	2,741	△2,328	96.3

【参考】平成23年度県税収入状況（平成24年4月末現在）（単位：百万円、%）

	県税収入 最終予算額	県税収入額 ※	対前年 同月比	前年同期 との比較	最終予算 額との 比較	予算 達成率	H24.5月 収入額
	A	B			B-A	B/A×100	
平成23年度 全税目合計	200,082 (222,200)	199,901 (222,022)	101.2 (101.9)	2,406 (4,115)	△181	99.9	4,564
うち法人二税	39,832 (61,950)	41,821 (63,942)	103.7 (105.3)	1,498 (3,207)	1,989	105.0	△27
うち個人県民税	60,136	57,612	99.4	△376	△2,524	95.8	3,287

※ 県税収入額は、各年度とも4月末現在の計数です。

※ ()内は、地方法人特別税の影響額（地方法人特別譲与税）を含んだ数値です。

県 税 収 入 額 等 の 推 移

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
調定額(億円)	2,470	2,804	2,749	2,172	2,094	2,114 (2,113)	(2,154)
収入額(億円)	2,409	2,736	2,674	2,094	2,022	2,045 (1,999)	(2,042)
徴収率(%)	97.5	97.6	97.3	96.4	96.5	96.7 (94.6)	(94.8)
全国順位	17	16	16	20	17	18	-
収入率(%)	97.7	97.7	97.4	96.6	96.7	96.9 (94.8)	(95.0)
不納欠損額(億円)	5.3	4.1	4.2	5.1	4.3	3.9 (3.9)	(4.8)
収入未済額(億円)	56	64	70	73	68	65 (111)	(107)
収入未済額目標	55億円以内	65億円以内	75億円以内	73億円以内	72億円以内	67億円以内	64億円以内
差押件数	3,463	4,436	5,694	5,504	5,586	5,755	6,444

※()内は、4月末現在

※徴収率＝収入額／調定額

収入率＝収入額／(調定額－不納欠損額)

収入未済額＝調定額－(収入額＋不納欠損額)

1 3 県税未収金対策について

1 県税の収入未済額の状況

平成 24 年度（平成 25 年 4 月末現在）の県税の収入未済額は、約 107 億円で、昨年度同月より約 3 億 4 千万円減少しています。今後、出納整理期間中にさらに縮減でき、最終的には昨年度決算額の約 65 億円を下回るものと見込んでいます。

収入未済額の中で、特に大きな割合を占めるのが個人県民税であり、平成 23 年度決算では約 54 億円と収入未済額全体の約 83%を占め、個人県民税の徴収対策が重要な課題となっています。

県税収入未済額の推移について

（単位：百万円）

年度		H19	H20	H21	H22	H23 (注1)	H24 (注2)
収入未済額	県税計 (A)	6,444	7,016	7,281	6,836	6,536 (11,051)	(10,716)
	個人県民税 (B)	4,139	5,050	5,867	5,731	5,434 (8,657)	(8,634)
	構成比 (B/A)	64.2%	72.0%	80.6%	83.8%	83.1% (78.3%)	(80.6%)

注1) 各年度の数値は決算額。ただし、平成 23 年度の () 内は平成 24 年 4 月末現在の実績額。

注2) 平成 24 年度の () 内は平成 25 年 4 月末の数値。

2 個人県民税対策について

(1) 個人住民税特別滞納整理班の設置等（平成 22 年度～）

① 取組の主旨

平成 22 年度から、「個人住民税特別滞納整理班」を設置し、平成 24 年度は県内 9 市町^{注1}からの職員派遣とあわせて個人住民税の滞納案件を受け入れ、県職員と市町職員が連携して、地方税法第 48 条^{注2}に基づき、県による個人住民税の直接徴収を実施しています。

滞納整理業務に精通した県職員を配置し、滞納整理のノウハウを市町職員と共有しながら、一カ所で集中して、大量に組織的に困難案件も含めた滞納整理を実施しています。このことで、派遣市町職員の滞納整理技術の向上により、当該市町の徴収率の向上を図っています。

② これまでの取組成果について

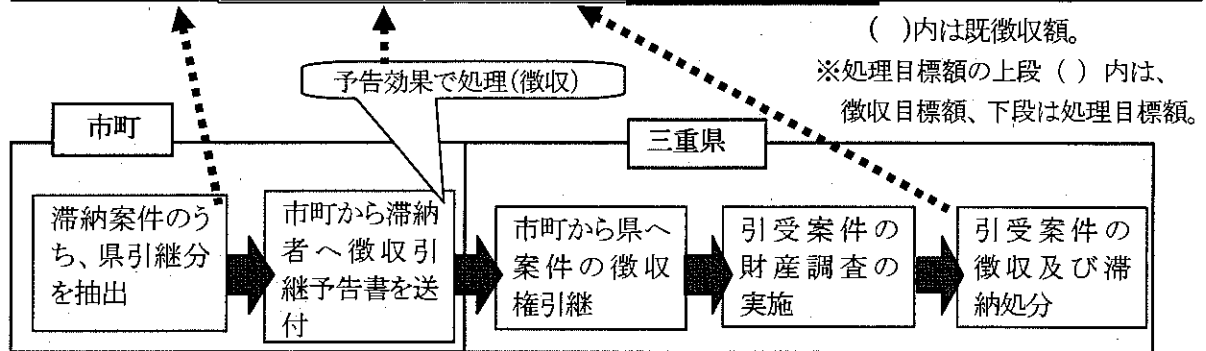
平成 24 年度（平成 25 年 3 月末現在）に、約 8 億 1,900 万円を処理（自主納付、市町の引継予告、差押えの執行、納付約束等）し、約 4 億 1,500 万円を徴収しています。処理額は、多い市町では、約 2 億 9,300 万円を処理しています。

このように、同班への参加市町における個人住民税の滞納整理に関しては、大きな成果が上がっており、平成 25 年度につきましても、新たに参加いただいた伊勢市、鈴鹿市を含め、7 の市町^{注3}からの参加を予定しています。

平成 25 年 3 月末現在の取組実績等 (延滞金等含む)

(単位：千円)

県引継対象額	市町予告効果額 A	県処理額 B	合計 A+B	処理目標額 ※	目標達成率
1,020,055	(39,733) 144,231	(375,246) 674,821	(414,979) 819,052	(400,000) 800,000	103.7% 102.4%



注 1：平成 24 年度の派遣市町 (合計 9 市町)

【一年間】津市・尾鷲市・いなべ市・志摩市・紀北町 【9ヶ月間】菟野町

【7ヶ月間】川越町 【半年間】熊野市・多気町

平成 23 年度の派遣市町 (合計 11 市町)

津市・桑名市・尾鷲市・鳥羽市・いなべ市・志摩市・木曾岬町・菟野町・多気町・明和町・紀北町

平成 22 年度の派遣市町 (合計 10 市町)

津市・尾鷲市・鳥羽市・志摩市・木曾岬町・東員町・菟野町・川越町・大台町・紀北町

注 2：地方税法第 48 条

滞納となっている個人住民税(個人県民税+個人市町民税)については、県が市町から徴収権を引き継いで徴収及び滞納処分をすることができます。

注 3：平成 25 年度の参加予定市町について (合計 7 市町)

【一年間】津市・伊勢市・鈴鹿市・志摩市・紀北町

【半年間】菟野町・多気町

(2) 個人住民税特別徴収の促進取組の実施 (平成 21 年度～)

① 取組の主旨

平成 19 年度の税制改正による所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、個人住民税総額が増えたことにより収入未済額も増加しています。

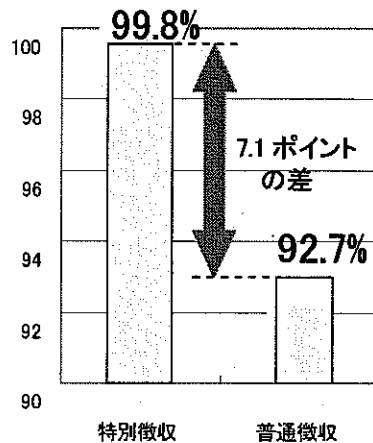
また、地方税法では、給与所得者に係る個人住民税は原則として特別徴収^{註4}の方法によって徴収することとされているにも関わらず、3割近くの給与所得者が普通徴収^{図1}となっている状況です。普通徴収と特別徴収の徴収率を比較すると 7.1%の差^{図2}があり、このことも収入未済が発生する要因の一つとなっています。

このような状況を踏まえ、普通徴収となっている給与所得者について特別徴収への切り替えを促進し、徴収率の向上を図ることにより、税収の確保に取り組んでいます。

図1 給与所得者のうち徴収方法別の人数・割合 (H23)

特別徴収	普通徴収
約 49 万 2 千人 (71.6%)	約 19 万 5 千人 (28.4%)

図2 徴収方法別の徴収率 (H23)



注4：個人住民税の特別徴収

給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税(個人市町民税+個人県民税)を徴収(天引き)し、納入する制度です。

② これまでの取組と現状、課題及び今後の取組

平成21年度から、県内全市町と連携して、特別徴収の加入促進に取り組み、事業所及び関係団体への訪問による協力依頼、チラシの配付による法令の周知を図ってきました。

しかし、依然として給与所得者の3割近くが普通徴収となっています。

こうしたことから、県内全市町と連携して設置した「個人住民税特別徴収加入促進研究会」において、検討を重ね、現行の事務手続きを改め、平成26年度から県内市町が一斉に法令に基づいて特別徴収義務者の指定を実施することとしました。

平成26年度からの一斉実施に向けて、平成25年10月には、指定予告通知書を発送する予定です。

また、広報活動による県民の皆様への周知と、県内市町の事務手続きの統一の取組につきましても、引き続き、「個人住民税特別徴収加入促進研究会」を中心にすすめていく予定です。

【取組実績】

取組内容	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
事業所への周知 (訪問、電話)	936 事業所	1,652 事業所	—	—
事業所へ郵送等 による周知	127,272 事業所	125,011 事業所	130,621 事業所	185,476 事業所
各種関係団体等 への訪問	106 箇所	90 箇所	89 箇所	89 箇所
県内市町の 広報誌掲載	11、12月号	11、12月号	11、12月号	11、12、2、3 月号
「県政だより」	11、12月号	11、12月号	11、12月号	11、12月号
取組成果 (個人住民税)	注5 約 4.6 億円	注5 約 1.3 億円	注5 約 0.8 億円	25 年 8 月 計上予定

* 県HPには、平成 21 年 10 月から特別徴収の内容を掲載

注 5 : 平成 21、22、23 年度の取組成果について

平成 21、22、23 年度においては、下記の通り成果があがったものと考えます。

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	合 計
納税義務者数に占める 特別徴収義務者数の割合	59.3%	64.2%	65.5%	66.0%	59.3→66.0% 6.7ポイント増
個人住民税の調定額に 占める特別徴収額の割合	67.9%	71.7%	72.8%	73.5%	67.9→73.5% 5.6ポイント増
個人住民税の増収効果 (推計値)	—	約 4.6 億円	約 1.3 億円	約 0.8 億円	約 6.7 億円

参考：平成 25 年度 県の広報計画

- 平成 25 年 5 月 テレビ、FMラジオ
- 平成 25 年 6 月 県政だよりみえ (県税コラム欄)
- 平成 25 年 10 月～11 月 広報強化期間
新聞、テレビ・ラジオ、県政だよりみえ、ポスター配布 等を予定

3 その他の主な税収確保対策について

(1) 県税の高額滞納案件の整理 (平成 16 年度～)

県税の高額滞納案件のうち困難な案件等については、税収確保課が指定し、積極的な滞納整理を進めています。

<p>【平成 24 年度の指定案件の状況】 ◇指定案件額：約 1 億 4,200 万円 (本税額) ◇うち処理額：約 7,300 万円 (延滞金を含む) 《徴収、差押え等》 ◇うち徴収額：約 6,600 万円 (延滞金等を含む)</p>
--

(2) 「三重地方税管理回収機構」の設置（平成16年度～）

県内全市町を構成団体とする「三重地方税管理回収機構」を設置し、市町税の滞納案件の処理を実施しています。

【平成24年度の活動状況：平成25年3月末】
◇事案引受状況：約14億2,600万円（609件）
◇徴収状況：約7億4,000万円
◇差押件数及び換価額：903件、約3億2,400万円
◇機構へ引き継ぐ前の移管予告効果：約10億7,200万円（納付約束を含む）

(3) インターネット公売の実施（平成17年度～）

県税の滞納者から差し押えた不動産と動産（自動車等）をインターネットオークションで売却し、換価しています。

◇平成24年度実績：約2,300万円（売却金額）
（実施回数：6回、売却件数：17件）

(4) コンビニエンスストアでの納付（平成19年度～）

課税件数の多い自動車税については、「コンビニ納付」を導入し、納付機会の拡大をすることで、納税環境を整え、納期内納付の推進を図っています。

納期内納付された自動車税のうち、「コンビニ納付」された割合は、税額ベースで全体の33.2%、件数ベースで全体の32.1%となっています。

◇平成24年度納期内納付率（税額ベース）：77.7%（対前年度比1.0ポイントアップ）
過去最高

(5) 差押えの強化

財産があり県税を納める資力があるのに納付しない滞納者に対しては、差押えや財産発見のための家宅等の搜索、自動車のタイヤロックを積極的に行い、滞納整理に取り組んでいます。また、県税の滞納一掃を図るため、12月と1月の2カ月間を「差押強化月間」として、差押処分を強力に進めました。

特に、自動車税の現年度分滞納整理を強化したことから、平成24年度（平成25年4月末現在）の自動車税現年度徴収率は、99.5%と前年同期を0.09ポイントアップし、すでに前年度決算値をわずかながら上回っています。

◇平成24年度実績：6,444件（差押件数）うち自動車差押件数1,249件
32件（搜索、タイヤロック件数）

(6) クレジットカード納税の導入

クレジットカード納税とは、地方税における第三者納付の規定や地方自治法における指定代理納付の規定に基づく納付です。現在、急速に進むインターネットの普及拡大に対応し、納税者の利便性をさらに拡大することで、納期内納付率の向上を図るため、自動車税を対象に平成26年度から導入します。本年度は、指定代理納付者の選定及び総合税システムの改修を実施します。

◇利用件数見込み：約2万件
◇手数料：県負担0円、納税者負担420円
◇導入初期費用：約2,400万円、維持費用：約200万円

14 みえ森と緑の県民税について

1 現状（背景・課題）

平成25年定例会2月定例会月会議で、「みえ森と緑の県民税条例」並びに「みえ森と緑の県民税基金条例」を議決いただき、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、平成26年4月1日から「みえ森と緑の県民税」をスタートすることになりました。

この制度の理解を得るために、昨年9月以降3月末までに次のとおり説明会等を実施してまいりました。

- ・ 県民向け説明会の開催や法人・団体の会議等での説明（150回 5,196人）
- ・ イベント等でのチラシなどの配布（182回 36,947人）
- ・ 新聞への広告掲載（2回）
- ・ フリーペーパーへの広告掲載（47万5千部）
- ・ 回覧板でのチラシ各戸回覧（12市町 13万9千世帯）
- ・ 三重テレビの県政番組を利用した広報（2回）
- ・ ケーブルテレビ県内全9局での広報CM放送（657回）
- ・ ラジオ放送（29回）

今後も、県民の皆さんへの丁寧な周知と理解の促進、市町と連携して税収事業の円滑な導入のための準備を進めていく必要があります。

(1) 税の制度

- 課税方式 県民税均等割の超過課税
- 税額 【個人】年額 1,000円（現行の均等割額は1,000円）
【法人】年額 現行の均等割額の10%相当額（2,000～80,000円）
- 税収規模 約10億6千万円／年（初年度は約8億1千万円）
- 課税開始 【個人】平成26年度以後の年度分の個人の県民税
【法人】平成26年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税

(2) 「みえ森と緑の県民税基金」

「みえ森と緑の県民税」の税収に相当する額等を基金に積み立て、その処分を災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する経費に限ることで、用途を明確化します。

(3) 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策

山崩れや洪水など災害発生のリスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策を進めます。

① 基本方針1 災害に強い森林づくり

【主な対策】

- 土砂を流さない森林整備と伐採木の搬出等による流木の発生抑制
- 堆積した不安定土砂や流木の撤去による森林内の防災施設の機能強化
- 荒廃した里山や竹林の再生、人家裏や通学路沿いの森林整備、水源林など特に重要

な森林の公有林化、海岸林の整備など、地域の実情に応じた身近な森林対策

② 基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

【主な対策】

- 小中学校等における森林環境教育の実施、県産材を活用した小中学校等への机・イスの配布、森林と触れ合う機会の創出、森林づくり技術者の育成
- 県産材を活用した木造仮設住宅キットの備蓄、県産材を活用した公共建築物等の木造・木質化、ペレット等木材のエネルギー等利用促進
- 漂着流木等の回収活動支援や、校庭等の緑化

(4) 市町交付金制度について

① 市町交付金制度の趣旨

市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開するため、「市町交付金制度」を創設します。

② 市町交付金の配分について

税收から制度の運営に必要な経費や税システム改修に要する経費等を除いた残りの額の概ね半分を市町交付金として配分します。

③ 基本配分枠と特別配分枠について

市町交付金には、一定の配分ルールに基づいて各市町に交付する基本配分枠と、市町からの申請に基づいて交付する特別配分枠を設けます。

- ・基本配分枠は、均等割(1市町200万円)、森林面積割、人口割の3要素で配分します。
- ・特別配分枠は、大規模な公共施設の木造化や水源林の公有林化等、事業費が大きく基本配分枠だけでは対応できない場合に、市町からの申請に基づき配分します。

2 平成25年度の取組

(1) 「県民への周知活動」

5月の植樹祭や10月の森林フェスタなどのイベントやショッピングセンター等での周知活動、集会や会議等に出向いての説明、主要駅やコンビニ等へのポスターの掲出、テレビ・ラジオ・フリーペーパーなど様々な媒体を活用した広報など、年間を通じた丁寧な周知活動、理解の促進に努めてまいります。

(2) みえ森と緑の県民税基金の運用

平成25年度は、みえ森と緑の県民税条例の施行前であるため税收はありませんが、平成26年4月1日の円滑な税導入に向け、三重県財政調整基金から繰り入れた額をみえ森と緑の県民税基金に積み立て、税システム改修、森林整備実施予定箇所の箇所別計画策定、新税の広報活動を実施します。

なお、繰り入れた額については、税条例施行後、税收の一部から三重県財政調整基金に戻します。

〔平成25年度予算〕 計 53,509千円

みえ森と緑の県民税導入準備費交付金（総務部）	19,594千円
市町の税務電算システムの改修、チラシの印刷・郵送等	
総合税システム改修委託経費（総務部）	16,379千円
県税の総合税システムの改修	

みえ森と緑の県民税導入準備事業費（農林水産部） 17,536 千円
ラジオ等さまざまな媒体による新税の広報、事業地の事前調査等

（3）市町との連携

・市町税務部門との連携

本税の円滑な導入に向け、市町との調整、支援、情報交換を実施しています。

具体例：市町窓口への問合せに関するQ&Aの作成

県税事務所に相談窓口の設置 等

・市町交付金事業

市町森林・林業担当課長会議や農林（水産）事務所単位で市町と県との情報交換の場を設けて、市町交付金事業の詳細について協議していきます。

みえ森と緑の県民税条例の概要

1 趣 旨 (第1条)

県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、県税条例に規定する県民税の均等割の税率の特例を定める。

2 税 率 (第2条、第3条、附則第3項)

三重県県税条例に定める県民税の均等割の税率（復興増税の適用期間はそれを合わせた税率）に下記の額を加算する。

- ① 個人 1,000円 ② 法人 均等割の税率に100分の10を乗じて得た額

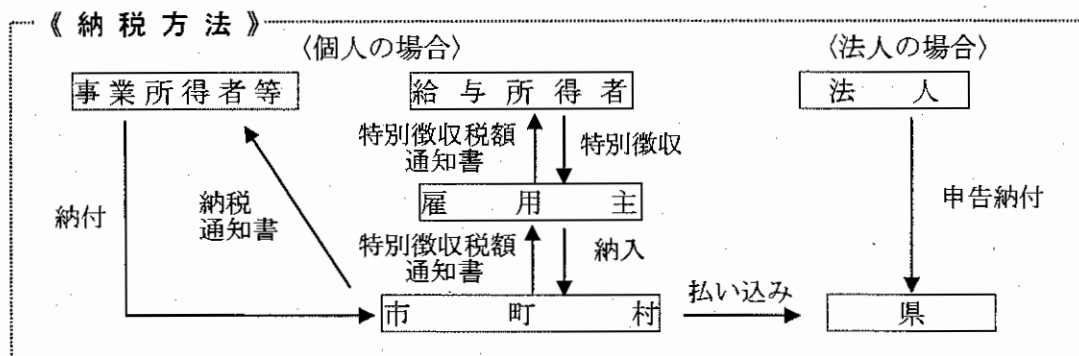
3 施行期日 (附則第1項、第2項、第4項)

平成26年4月1日から施行し、次のとおり適用する。

- ① 個人 平成26年度以後の年度分の個人の県民税
 ② 法人 平成26年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税

4 検 討 (附則第5項)

施行後おおむね5年ごとに、条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

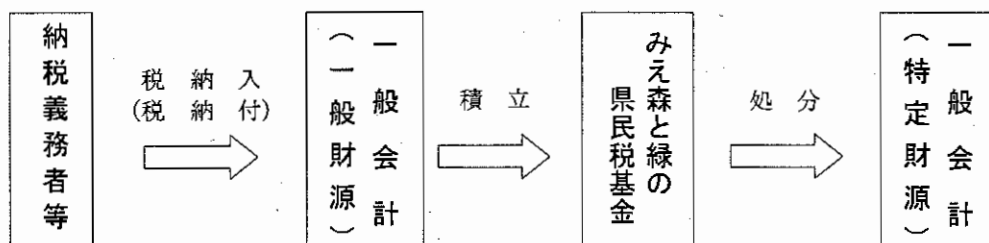


みえ森と緑の県民税基金条例の概要

1 設置の目的 (第1条)

災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、「みえ森と緑の県民税基金」（以下「基金」という。）を設置する。

2 みえ森と緑の県民税基金のしくみ (第2条～第6条関係)



(1) 積立額・運用 (第2条、第4条)

基金として積み立てる額は、「みえ森と緑の県民税」の税収に相当する額及び基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。また、基金の運用から生ずる収益は、基金に編入する。

(2) 管理・繰替運用 (第3条、第6条)

基金に積み立てられた現金は、確実かつ有利な方法で保管し、財政上必要な場合は、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(3) 処分 (第5条)

基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより処分することができる。

3 施行期日 (附則第1項)

平成25年4月1日

みえ森と緑の県民税（制度案）

平成25年3月
三 重 県

1. はじめに

私たちは、木材等の資源の供給のほか、土砂災害の防止、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性の保全、保健・休養など、様々な森林の「恵み」を享受しています。生活に欠かせない「水」や「空気」の源は森林であり、私たちの日々の暮らしの安全・安心は森林によって支えられています。

ところが、長引く林業の低迷の中、森林所有者の森林への関心は低下し、山村の過疎化・高齢化もあって手入れ不足の森林の増加が懸念されています。また、身近に存在する里山についても、私たちの生活様式が変化する中で日々の暮らしとは疎遠なものとなり、ヤブ化した里山や放置竹林の拡大が目立つようになるなど、森林の持つ様々な機能が危機に瀕しています。

また、都市化の進展や暮らしの変化に伴い、人と森林や木材との関わりが弱まってきています。

2. 森林づくりに関する税の検討経緯

このような中、平成23年9月に三重県南部を襲った台風第12号に伴う紀伊半島大水害では、山崩れに伴って流出した土砂や流木が下流の市街地まで押し寄せて道路や橋梁に被害を与え、山間部のみならず市街地をも巻き込むほどの甚大かつ広域な被害がもたらされました。改めて、保水力や土砂の流出防止機能等の森林の恵みの重要性が認識されたところです。

紀伊半島大水害を受け、三重県は、森林づくりに関する税の在り方、用途等について調査審議するため、平成23年12月に「森林づくりに関する税検討委員会条例」を制定しました。

条例に基づいて設置された「森林づくりに関する税検討委員会」では、平成24年1月から、税導入の是非も含めて、その在り方や用途等について幅広く議論を重ね、同年6月に報告書（骨子案）を公表し、パブリックコメント等により県民の皆様からのご意見を募集しました。寄せられたご意見も踏まえ、同年7月に開催された第5回検討委員会において最終報告書がとりまとめられ、同年8月に「森林づくりに関する税検討委員会報告書」として県への答申がなされたところです。

同報告書では、荒廃が危惧されている森林の状況と、自然災害が頻発する状況等を併せて考えた時に、「災害に強い森林づくり」が必要であるとし、これを実現することは水源のかん養や地球温暖化防止、生物多様性の保全など「水や命を育む豊かな森林」づくりにもつながるものであることから、このような森林づくりを地域社会全体で支える新たな仕組みが必要であるとしています。そして、新たな行政需要に対する財源確保の方法として、昨今の経済や税制を巡る厳しい環境の中においても、森林づくりの重要性や森林の恵みを広く県民が享受していることに鑑み、県独自の森林づくりに関する税の導入が適当であるとされています。

三重県では、委員会の答申を受け、県として森林づくりに関する税の導入について検討してまいりましたが、災害への対応が待ったなしであることや、一方で森林づくりには多くの労力と時間を要することを考慮し、本県独自の森林づくりに関する税の導入について、次のとおり県民の皆様にご提案いたします。

3. 「災害に強い森林づくり」の必要性

林業活動が活発であった時代には、「木を植えて、育て、収穫し、また植える」という「緑の循環」によって森林の手入れがなされ、木材も利用されてきました。「緑の循環」がサイクルする中で、水源のかん養や土砂流出防止、地球温暖化防止等、森林の様々な機能が発揮され、都市・平野部も含め県民の皆さんがその恩恵を受けていました。しかし、木材価格の低迷等による林業採算性の悪化や担い手の高齢化、山村地域の過疎化・高齢化、獣害被害の増加などから森林所有者の経営意欲は減退し、林業離れが進み、手入れのされなくなった人工林が増加しています。また、暮らしの身近に存在する里山や竹林も放置され、荒廃とともに森林の機能低下が懸念されています。



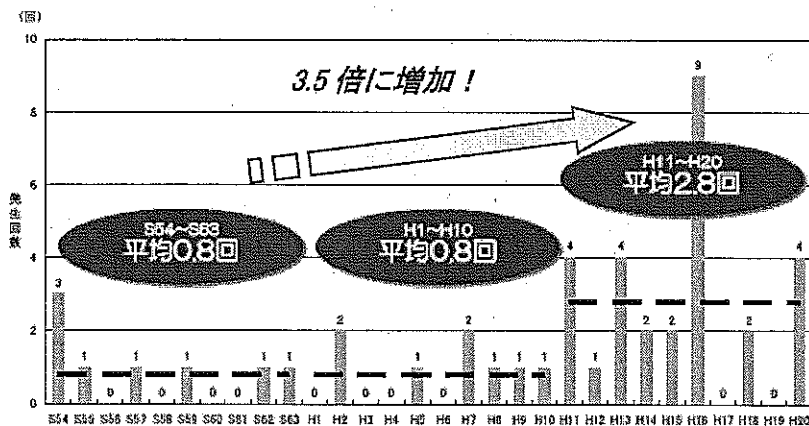
【荒廃する森林の実例】

左：手入れ（間伐）不足の人工林。モヤシのような木は風雨に弱く、下草が生えていない斜面からは降雨時に土砂が流出します。

中：人家に迫る竹ヤブ。右：ヤブ化した里山。放置された竹林や里山では、枯損木等が発生し、暮らしの安全を脅かしています。

県では、公益的機能の発揮を目的とする「環境林」と、持続的な林業経営を目的とし、経営を通じて公益的機能も発揮する「生産林」とに森林を区分し、環境林においては公的森林整備、生産林においては林業活動を促進することによって森林の公益的機能の発揮を図っているところです。しかし、森林所有者や山村地域だけで森林を守り、その機能を維持することが困難となっています。

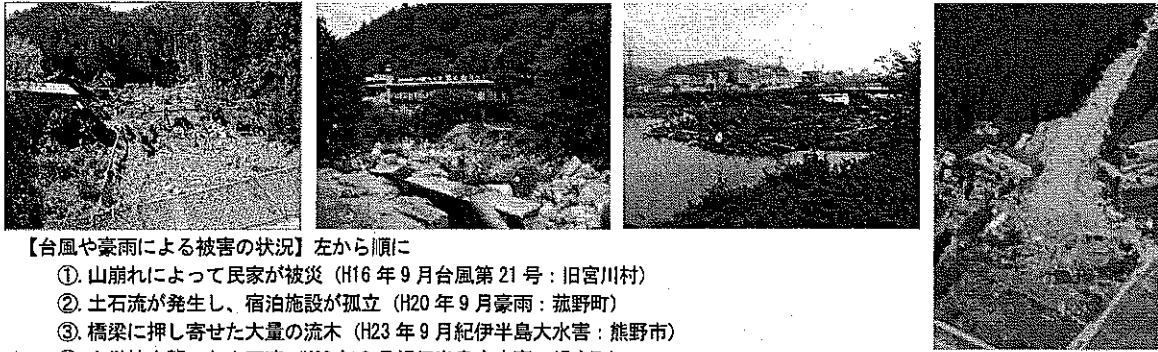
また、近年、集中豪雨の頻発が顕著となっています。下図は、本県の「猛烈な雨（1時間に80mm以上の雨）」の発生回数を表していますが、最近10年間（平成11年から20年）の発生回数は30年前の10年間（昭和54年から63年）に対して約3.5倍に増加しています。



【三重県内1時間降水量80mm以上の年間発生回数（20地点あたり）】

※三重県風水害等対策アクションプログラム（平成22年3月）より

これら異常気象に伴って発生する山崩れの影響は、山間部にとどまらず、下流域まで巻き込んで広域化し、人家や公共施設、漁業にまで被害が及んでいます。近年では、平成16年9月の台風21号による災害で旧宮川村（現大台町）が、平成20年9月の集中豪雨による災害では菟野町が、平成23年9月の台風12号による紀伊半島大水害では県南部が甚大な被害を受けました。



【台風や豪雨による被害の状況】左から順に

- ① 山崩れによって民家が被災（H16年9月台風第21号：旧宮川村）
- ② 土石流が発生し、宿泊施設が孤立（H20年9月豪雨：菟野町）
- ③ 橋梁に押し寄せた大量の流木（H23年9月紀伊半島大水害：熊野市）
- ④ 小学校を襲った土石流（H23年9月紀伊半島大水害：紀宝町）

荒廃森林の増加が懸念される状況と、これら自然災害の発生状況を併せて考えた時に、県民の皆さんの生命・財産を守るため、土砂や流木の発生を抑制する「災害に強い森林」を新たに、重点的かつ緊急に実現する必要が生じています。

一方、森林は土砂災害防止機能をはじめとする様々な機能を有し、その恩恵は全ての県民が受けていることから、災害に強い森林づくりを将来にわたって引き継いでいくためには、森林づくりを県民全体で支える社会づくりが必要です。そのためには、森林を大切に思い育む人づくり、森林づくりを支えるための木づかい、森・川・海・まちのつながりを生かした環境づくりを並行して進める必要があります。

4. 「災害に強い森林づくり」のための税の創設

「災害に強い森林」を実現し、将来に引き継ぐためには、多くの費用と時間を要し、計画的・持続的な取り組みが欠かせず、一定の財源を安定的に確保する必要があります。また、これまでの取り組みに加え、「災害に強い森林」を早期に実現するという新たな行政需要に対応するためには、その財源を新たに確保する必要があります。

しかしながら、今後の県財政の見通しとしては、歳出の見直しを一定程度行ってもなお財源不足が生じると試算しており、新たな森林づくりの対策に充当する財源について、既存の財源に多くを期待できない状況にあります。

森林の恩恵は全ての県民が受けており、災害に強い森林づくりを社会全体で緊急に進めていくために、その費用を県民の皆様に幅広く負担していただくことが適当と判断し、財源確保の方法として新たな租税を早期に導入することが必要であると考えます。

財源確保の方法を租税とした場合、財源が継続的・安定的に確保されるため、災害に強い森林づくりが計画的に実施できます。また、税の用途を明確にすることによって、負担を通じて森林づくりへの参加意識が高まることも期待されます。

5. 新たな税の名称

「みえ森と緑の県民税」とする。

6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策

前述の状況を踏まえ、当面の課題として、山崩れや洪水など災害発生のリスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策が必要と考えます。これらを2つの基本方針（基本方針1：災害に強い森林づくり、基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり）として整理し、これらに連なる5本の対策を当面必要な事業案（以下、「税収事業」と言う。）として提案します。

(1) 想定する事業案

①. 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から整備の急がれる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業案	
		実施主体	内容
1. 土砂や流木を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。	県	<p>① 「崩壊土砂流出危険地区」における森林整備 県が指定した崩壊土砂流出危険地区において、溪流沿いの一定幅の針葉樹を伐採・搬出して流木の発生を抑制するとともに、広葉樹林化する。現地状況に応じて、伐採木を土砂止めとして有効活用する。 【5年間目標】 150箇所</p> <p>② 森林内の防災施設に堆積した土砂や流木除去 県が指定した崩壊土砂流出危険地区において設置している治山ダム等の施設に堆積した土砂や流木を撤去し、施設の機能を回復する。</p>
2. 暮らしに身近な森林づくり	生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。	市町	<p>① 荒廃した里山や竹林の再生 放置された里山や拡大する竹林の整備を行う。</p> <p>② 集落周辺の森林整備 人家裏や通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等を行う。</p> <p>③ 水源林等の公有林化 水源林として重要な森林や、防災・減災の観点から公的管理が望ましい森林の公有林化を促進する。</p> <p>④ 海岸林の整備 防潮・防風・飛砂防止・津波軽減など暮らしを守る海岸林の造成や維持管理を行う。</p> <p>など、防災・減災の観点から市町が必要と考える「暮らしに身近な森林づくり」に関する事業</p>

※想定事業案は、地域のニーズ変化等によって変動する要素を含みます。

②. 基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

住民による森林づくり活動への参加の機会や木とふれあう機会の提供を進めるとともに、都市空間や生活空間に緑や木材を積極的に取り入れるなど、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業案	
		実施主体	内容
3. 森を育む人づくり	森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、児童・生徒をはじめ様々な県民に、森林や木材について学び・ふれあう機会を提供するなど、森と県民との関係を深める対策を進める。	県	① 森林環境教育推進体制づくり・森林づくり技術者の育成 森林インストラクター等の資格者の養成や一定レベル以上の技術を修得させるための研修会を開催する。
		市町	① 小中学校等における森林環境教育の実施 小中学校等において、市町がそれぞれの実情に応じ、児童・生徒たちが森林について学ぶための森林環境教育を実施する。 ② 県産材を活用した机・イスの小中学校等への配布 木育推進(森林や木材利用に関する知識を育む)の観点から、県産材で製作した机・イスの配布など、木材利用を進める。 ③ 森林とふれあう機会の創出 植樹祭等の開催や、都市住民と山村地域との交流など住民と森林とのふれあいを促進する。 ④ 森林ボランティアの活動支援 など、地域の実情に応じて市町が取り組む「森を育む人づくり」に関する事業
4. 木の薫る空間づくり	木づかいを通じて森林を支えるため、県民の暮らしや公共空間において、建築からエネルギーまで幅広い用途での木材利用を促進するなど、木材と県民との関係を深める対策を進める。	県	① 公共施設への木質ペレット等の供給 「1-①「崩壊土砂流出危険地区」における森林整備」で搬出した伐採木を木質ペレット化して公共施設に供給するなど、有効活用する。
		市町	① 県産材を活用した木造仮設住宅キットの備蓄 災害に備え、県産材を活用した木造仮設住宅キットを備蓄する。 ② 県産材を活用した公共建築物等の木造・木質化 公共建築物等の県産材を活用した木造・木質化を促進する。 ③ 公共施設等への木質ペレットボイラー等の導入促進 公共施設等に木質ペレットボイラー等を導入する。 など、地域の実情に応じて市町が取り組む「木の薫る空間づくり」に関する事業

5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海のつながりを意識した森林や緑、水辺環境を守る活動支援や、森林や緑と親しむための環境整備など、身近な緑や水辺の環境と県民との関係を深める対策を進める。	県	① 住民活動と連携した流木等の回収 三重県海岸漂着物対策推進計画の重点区域等の海岸等において、流木等を回収・処理等する。
		市町	① 住民等による海岸漂着流木等の回収活動に対する支援 住民等の団体による海岸漂着流木等の回収活動を進める。 ② 公園や校庭等の緑化（芝生化や植栽） 都市部における公園や学校校庭などの緑化を進める。 ③ 漁民等による森づくり活動の支援 漁民による広葉樹植栽活動や、都市住民による森林づくり活動を進める。 ④ 森林の総合利用のための整備 森林浴など癒しや健康増進のために森林を活用できるよう、森林整備や遊歩道・ベンチの設置等を行う。 など、地域の実情に応じて市町が取り組む「地域の身近な水や緑の環境づくり」に関する事業

※想定事業案は、地域のニーズ変化等によって変動する要素を含みます。

(2) 必要となる経費

当面必要となる経費は以下のとおり想定しています。

(単位：億円)

基本方針	対 策	5年間事業費
①. 災害に強い森林づくり	1. 土砂や流木を出さない森林づくり	22.6
	2. 暮らしに身近な森林づくり	7.3
	小 計	29.9
②. 県民全体で森林を支える社会づくり	3. 森を育む人づくり	5.8
	4. 木の薫る空間づくり	10.2
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	3.6
	小 計	19.6
運営に必要な経費（税システムの改修や第三者評価委員会の運営など）		1.0
合 計		50.5

<5年間の事業展開の考え方>

災害に強い森林を早急に実現する必要があることから、取り組み期間の初期においては基本方針①「災害に強い森林づくり」の施策を重点的に実施します。また、災害に強い森林を将来にわたって引き継ぐ上で、それらを支える社会づくりも重要であることから取り組みの後期においては基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」の施策を充実します。

(3) 地域の実情に応じて実施する対策への支援

①. 市町交付金制度の創設

森林法の改正等により、近年、森林行政における市町の果たす役割の重要性が増しています。森林行政の第一線にあって、森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む市民団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役となることが求められています。

このような状況を考慮し、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開するために必要な交付金制度を創設します。

②. 税収事業における県と市町の役割分担

税収事業を効果的に展開するために、県と市町が役割分担した中で効率的に事業実施することとします。税収事業における県と市町の役割分担は次のとおり考えます。

県	税収事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や県が実施することで効率化が図られる対策を担う。具体的には基本方針①のうち「土砂や流木を出さない森林づくり」を中心に行う。
市町	暮らしに身近な森林対策や、森林環境教育や都市住民が森林と触れ合う機会の創出等の住民と森林との関係を深める取組を担う。具体的には基本方針①のうち「暮らしに身近な森林づくり」と基本方針②を中心に行う。

③. 市町交付金配分の考え方

交付金額は上記の役割分担を踏まえて全体額を決定します。市町毎の配分は、森林面積や人口などを算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本配分枠」を基本としますが、事業費が基本配分枠を超える場合への対応として、市町からの事業計画申請等に基づいて弾力的に配分するための「特別配分枠」を設けます。

基本配分枠	均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分します。
特別配分枠	大規模な公共施設の木造化や水源地保護のための公有林化等、事業費が大きく基本配分枠だけで対応できない場合について、市町からの事業計画申請等に基づいて弾力的に配分します。

7. 「みえ森と緑の県民税」のしくみ

森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、地域社会全体で森林づくりを支える新しい仕組みをつくる必要があり、費用について県民の皆様に幅広く負担していただくとの「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乘せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を採用します。

この方式は、森林づくりのための税を導入している多くの先行県において採用されており、既存の税制度を活用することから納税しやすい仕組みであり、徴税にかかるコストも新たな税の創設より抑えることができます。

課税方式	県民税均等割の超過課税																				
納税義務者	<p>【個人】<納税義務者数約88万人> 1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所などを有している方 ただし、次の①、②、③のいずれかに該当する方には課税されません。</p> <p>① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ② 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方 ③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方</p> <hr/> <p>【法人】<約3万7千法人> 県内に事務所、事業所などを有している法人</p>																				
税率（年額）	<p>【個人】1,000円 (現行の均等割額は1,000円)</p> <hr/> <p>【法人】現行の均等割額の10%相当額(2,000～80,000円) (現行の均等割額は、下表のとおり資本金等の額に応じて決まる。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分 (資本金等の額の区分)</th> <th style="width: 25%;">現行の均等割額 (年 額)</th> <th style="width: 25%;">税 率 (年 額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>20,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 ～ 1億円以下</td> <td>50,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 ～ 10億円以下</td> <td>130,000円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超 ～ 50億円以下</td> <td>540,000円</td> <td>54,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>800,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table> <hr/> <p>【税率設定の考え方】 当面必要となる経費を確保すること、現行の県民税における個人分と法人分の税収割合の維持、先行県の事例も参考にしつつ県民の皆さんの過重な負担にならないことなどを総合的に考慮して設定しました。</p>			区 分 (資本金等の額の区分)	現行の均等割額 (年 額)	税 率 (年 額)	1千万円以下	20,000円	2,000円	1千万円超 ～ 1億円以下	50,000円	5,000円	1億円超 ～ 10億円以下	130,000円	13,000円	10億円超 ～ 50億円以下	540,000円	54,000円	50億円超	800,000円	80,000円
区 分 (資本金等の額の区分)	現行の均等割額 (年 額)	税 率 (年 額)																			
1千万円以下	20,000円	2,000円																			
1千万円超 ～ 1億円以下	50,000円	5,000円																			
1億円超 ～ 10億円以下	130,000円	13,000円																			
10億円超 ～ 50億円以下	540,000円	54,000円																			
50億円超	800,000円	80,000円																			

税収規模		初年度	平年度
	個人	7億8千万円	8億8千万円
	法人	3千万円	1億8千万円
	計	8億1千万円	10億6千万円
徴収方法	<p>【個人】市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。 【法人】法人が法人県民税均等割に上乗せをして県に申告納付する。</p>		
導入時期	平成26年4月1日施行を目途とする。		
税収の使途	森林づくりに関連する事業に活用する。 ※詳細は、前述のとおり		
使途の明確化	「みえ森と緑の県民税基金」を創設し、使途を明確化する。 ※詳細は、後述のとおり		
評価制度	第三者による評価委員会を設置し、税収事業についての意見や提案をいただくとともに、事業結果についての評価検証を行う。 ※詳細は、後述のとおり		
見直し期間	施行後おおむね5年ごとに見直しを行う。 ※詳細は、後述のとおり		

8. 使途の明確化（基金の創設）

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなります。新たな森林づくりの施策に対して新たな税負担を求めるものであり、超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があります。

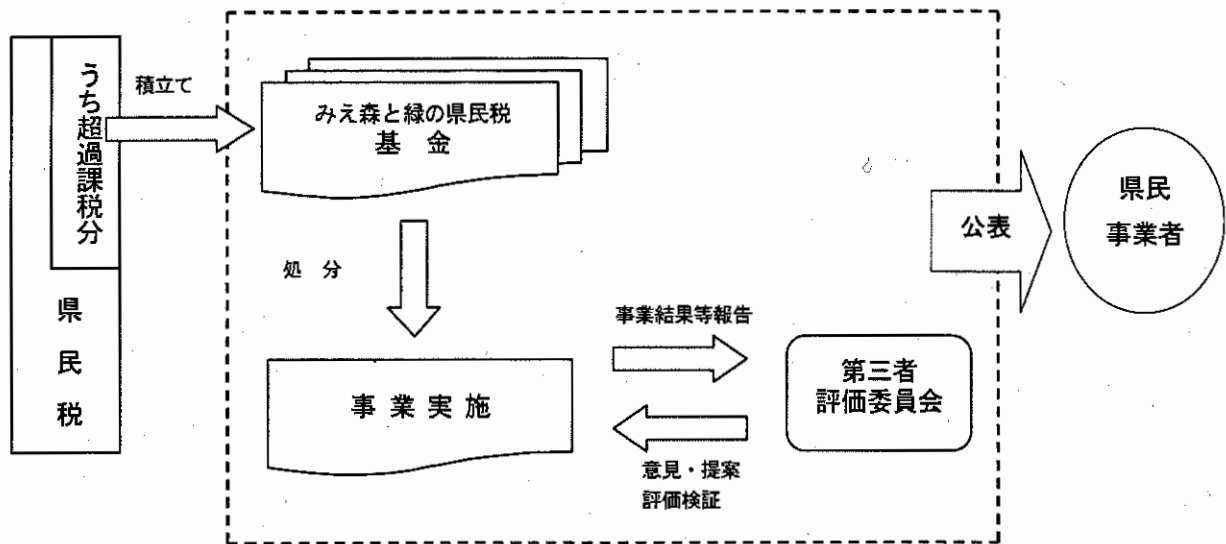
このため、「みえ森と緑の県民税基金」を造成し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存財源と区分して使途を明確化するとともに、税収事業の結果についても公表することとします。

9. 評価制度の創設

第三者による評価委員会を設置し、新たな税財源を用いて実施する事業について、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。

これらの結果は、県民の皆様に対して公表します。

<基金造成と評価制度>



10. 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開され効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね5年ごとに第三者評価委員会により評価・検証を行い、「みえ森と緑の県民税」の制度を見直すこととします。

みえ森と緑の県民税の広報活動計画について

1 ポスター等の掲出

- ・ 主要駅（17 駅）、コンビニ（約 350 店舗）、道の駅、市町庁舎、県公共施設にポスターを掲出します。
- ・ 各県庁舎懸垂幕を掲出します。

2 説明会等での広報

(1) 説明会や会議等での説明

- ・ 県民向け説明会（自治会等）の開催、農林水産業関係、法人や経済団体などの会議（総会等）の場に出向き説明を行います。

説明 100 回

(2) イベント等での周知、チラシの配布

- ・ ショッピングセンター等での周知イベントの開催や、人が集まる場でのチラシ配布等を行います。

周知活動 100 回

3 紙面による広報

(1) 広報誌への掲載

- ・ 県政だよりへの掲載 5月号、7月号
- ・ 市町広報誌、法人の会報等への記事掲載の協力を要請します。

(2) フリーペーパーへの掲載

- ・ 県内市街エリア（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市、伊賀市、名張市、および周辺地域）で各戸配布されているフリーペーパー7紙に広告を掲載します。

（ぼろん・よっかいち ai・ベルブ・つうーびーす・ふぁみんぐ・イセラ・リーガ）

計 48 万部 5月号

- ・ 南勢地域を中心に幼稚園、保育園、病院等で配布されているフリーペーパーに広告を掲載します。

i してる 2万5千部 5月号

(3) その他

- ・ 毎月発行する「森林づくりニュース」に税の周知記事を掲載し、県庁舎や関係団体窓口、県と業務提携した県内のコンビニやショッピングセンター等に配架します。

4 テレビによる広報

(1) ケーブルテレビでの放送

- ・ ケーブルテレビ県内全 9 局で広報 CM を放送します。

5 ラジオによる広報

- ・ ラジオ放送で税の周知・広報を行います。

FM三重 50 回

6 その他

- ・ ホームページやフェイスブック等を利用して情報提供を行います。

15 税外の未収金対策について

1 経緯（概要）

平成23年度末において収入未済額は約132億円となり、その内訳は県税約65億円、県税以外約67億円であり、その解消は県財政運営上大きな課題になっています。

このうち、税外の未収金対策については、貸付金、負担金、使用料、弁償金、代執行費等多種多様であり、所管も11部局と多岐にわたることから、それぞれが独自に取り組み、これまでは全庁的に統一された取組がなされていませんでした。

税外未収金の対応にあたっては、関係部局が所管する債権の種類が多様であり、かつそれぞれの部局の取組状況は一様でないことから、全庁的な未収金対策について各部局と連携していくことが不可欠となります。

一方で、関係部局における貸付事業などの運営と債権の管理を適切に行っていくためには、所管部局が債権の発生から回収までを通して、主体的に責任を持って対応することが必要であり、それぞれの事業を行う所管部局が債権回収の責任を担うという原則を変えるものではありません。

2 平成24年度の対策

(1) 「三重県債権管理推進会議」の設置

債権管理の適正化を担う全庁横断的な推進組織として、「三重県債権管理推進会議」を平成24年5月31日に設置しました。

○債権管理推進会議の概要

座長	総務部担当副知事
組織	関係部局長等
所掌事務	情報共有化及び下記事項の検討 (1) 税外債権に関する状況把握 (2) 債権管理に係る方針の作成 (3) その他債権管理の一層の適正化の推進
その他	協議機関として財務主管課長等による連絡調整会議を設ける。

(2) 「税外債権に関する実態調査」の実施

税外未収金に対する全庁的な取組の枠組みを構築するにあたり、各債権の管理状況等を把握し、また、課題の整理を行うことを目的として実態調査を実施しました。

ア 調査期間：平成24年6月～10月

イ 調査対象：県の保有する税外債権（一般、特別、企業会計）（H23決算ベース）

ウ 調査内容

調査票調査：未収金額、件数などの決算（見込）数値、法的根拠、回収方法、問題点等

ヒアリング調査：債権管理方法の実態確認、先進事例の把握 等

エ 調査対象数

調査票調査数 76債権

ヒアリング調査数 30債権 (39.5%) (金額ベースの抽出率 99.3%)
(未収金額500万円以上の債権を抽出)

(3) 「三重県債権管理適正化指針」の策定

税外の未収金対策として、実態調査・課題の整理・庁内検討を経て、債権管理事務のガイドラインとして「三重県債権管理適正化指針」を作成しました。本年度からは同指針に基づいた債権管理の取組により未収金の縮減を目指していきます。

ア 目的

これまで、各部局単位や債権単位で行っていた、債権の発生から消滅までの基本的な債権管理の手續に共通する課題について、統一的な取扱いを定めることで管理事務の効率化に繋げ、あわせて、制度の改善や未収金の状況の情報提供を進めます。

イ 債権管理の基本姿勢

債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて財政上最も県の利益に適合するように処理しなければならないとしています。

ウ 実施時期

この指針は、平成25年4月1日から実施します。

各債権担当課においてはこの指針に基づき、速やかに内部規定を整備します。

3 今後の課題

今回策定した債権管理適正化指針に沿った手續を行ったとしても、遠隔地などのため迅速な対応が困難なものや、行方不明など一部の未収金において長期間の管理が継続するものがあります。

そのため、訴えの提起、和解の手續や債権放棄の手續等について、現在他県における条例や規則の状況など債権管理事例の確認を行っており、その情報も参考にしながら条例・規則も含めた対応策を検討しています。

4 今年度の取組予定

平成25年6月～8月・・・各所属において債権処理計画(暫定版)を定め徴収に取り組む

※暫定版は債権処理計画のうち取組方針のみを記載したもの

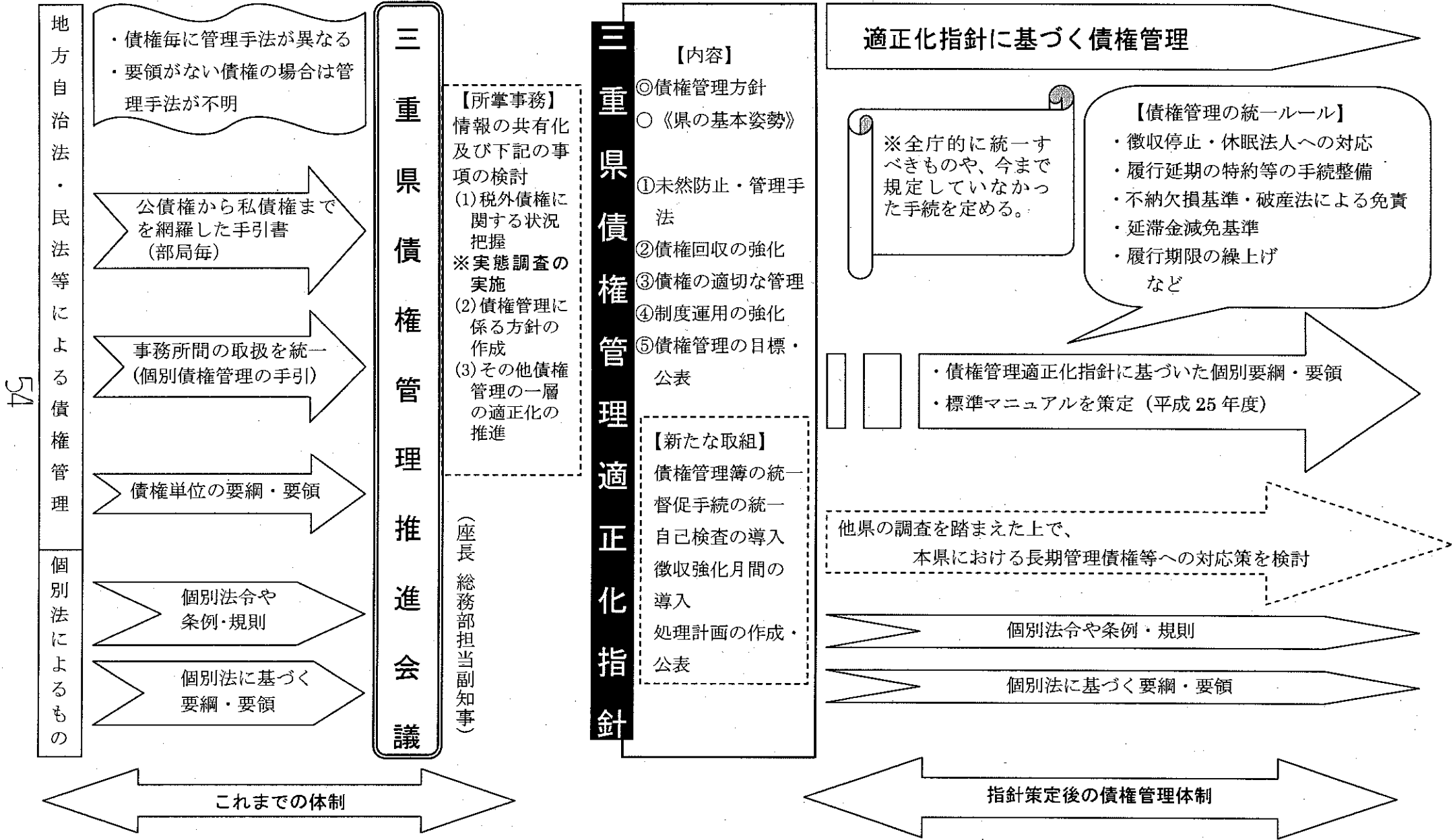
9月(10月)・・・債権処理計画の策定・公表

11月(12月)・・・徴収強化月間の実施

26年1月末までに・・・債権管理にかかる自己検査

※ 年度内に標準マニュアル(実務マニュアル・標準様式例)を策定します。

税外の未収金対策について



税外未収金の推移

(単位:円、%)

区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般	分担金及び負担金	10,911,416	12,915,097	12,569,934	14,919,348	11,294,985
	使用料及び手数料	13,709,511	15,269,722	18,180,312	3,534,192	3,665,731
	財産収入	189,720	189,720	189,720	189,720	189,720
	諸収入	2,128,725,110	2,229,438,786	2,334,130,339	2,583,389,663	2,702,948,666
	一般会計小計(県税除)	2,153,535,757	2,257,813,325	2,365,070,305	2,602,032,923	2,718,099,102
特別	母子及び寡婦福祉資金貸付事業	384,888,869	382,518,581	383,842,490	395,164,282	405,584,224
	あすなろ学園事業	1,137,019	1,376,240	2,285,912	2,643,272	4,169,239
	就農施設等資金貸付事業	54,040,665	54,736,954	58,367,954	49,877,165	47,806,117
	地方卸売市場事業	7,181,368	6,613,060	6,104,514	6,014,514	5,897,060
	林業改善資金貸付事業	9,997,526	9,817,526	9,697,526	15,442,526	20,929,650
	沿岸漁業改善資金貸付事業	26,523,944	27,372,894	27,961,589	31,617,549	30,477,936
	中小企業者等支援資金貸付事業	3,239,265,125	3,275,213,400	3,257,658,858	3,227,593,731	3,281,674,581
	流域下水道事業	22,839	-	-	-	-
	特別会計小計	3,723,057,355	3,757,648,655	3,745,918,843	3,728,353,039	3,796,538,807
企業	工業用水道事業	16,017	380,100	636,300	636,300	636,300
	病院事業	194,688,339	205,855,253	188,545,589	165,610,003	137,262,797
	企業会計小計	194,704,356	206,235,353	189,181,889	166,246,303	137,899,097
総合計(県税除)		6,071,297,468	6,221,697,333	6,300,171,037	6,496,632,265	6,652,537,006
対前年増減		△ 12.2	2.5	1.3	3.1	2.4

(参考) 県全体の未収金総額

(単位:円、%)

一般会計、特別会計、企業会計総合計	12,581,786,874	13,288,723,169	13,622,725,742	13,365,326,998	13,211,224,429
税外未収金の割合	48.3	46.8	46.2	48.6	50.4

16 多様な財源確保策について

1 ネーミングライツについて

(1) 平成24年度 of 取組状況 (概要)

ネーミングライツについては、導入施設や募集・選定方法等の基本的な考え方をまとめた「県有施設に対するネーミングライツの導入に関する基本方針」を8月に策定しました(別紙1)。9月以降は、基本方針に沿って、県有施設を所管する関係部局が連携して、導入施設や募集条件について検討を行うとともに、ネーミングライツに対する理解度や値ごろ感を把握するため、企業等へのアンケート調査を行いました(別紙2)。

また、具体的な導入対象施設については、県有施設を所管する関係部局が、施設の性格、広告効果、施設利用者数、アンケート調査結果などを踏まえて、検討を進めてきました。

その結果、多くの県民の皆さんが利用し、イベントの開催などにより広告効果が見込まれる、スポーツ施設、集客施設、文化施設が、導入対象施設として適当であると判断し、その中でも年間利用者数の多い、三重県営鈴鹿スポーツガーデン、三重県営サンアリーナ、三重県文化会館の3施設を中心に具体の募集条件を検討することとしました。

(2) 今後の取組について

引き続き、上記3施設を中心に募集条件の検討を進めるとともに、ネーミングライツ・パートナーの選定条件等の整備を行い、準備が整った施設から順次導入を進めていきます。

2 公用車広告について

(1) 現状 (概要)

「三重県行財政改革取組」「みえ県有財産利活用方針」に基づき公募を行い、平成24年11月から、新たに公用車(本庁)への有料広告の掲載を開始しました。

本年度は、全ての広告主から掲載延長の希望があり、継続して広告を掲載していません。

(2) 募集方法等

(ア) 募集方法

県ホームページに募集要項等を掲載することにより、公募を行います。

昨年度の広告が引き続き掲載されているため、本年度の公募は行っていません。

(イ) 対象車両

台数：約40台(主に本庁舎で集中管理する公用車90台の約1/2)

(ウ) 広告掲載料

1台当たり年額30,000円(月額2,500円)但し、同一の広告主が、同時に4台以上の公用車に掲載を行う場合は、1台当たり年額27,000円(月額2,250円)

(エ) 掲載期間

原則会計年度(1年)単位で、連続する広告の掲載期間は3年となっています。

(3) 平成24年度掲載実績

- ・ 三重交通株式会社(運輸業・旅行業、津市) …1台
 - ・ 三交不動産株式会社(不動産業、津市) …1台
 - ・ ジャパンマテリアル株式会社(製造業、菰野町) …1台
 - ・ 東ソー株式会社四日市事業所(製造業、四日市市) …1台
 - ・ 株式会社伊勢・安土桃山文化村(娯楽業、伊勢市) …3台
 - ・ 味の素株式会社名古屋支社(製造業、名古屋市) …10台
 - ・ 三重県建設労働組合(労働組合、津市) …26台
- 以上、計7社 43台(広告収入47万円)

(4) 平成25年度収入見込み

約105万円(7社 43台 ※平成24年度と同一の広告主)

(5) 今後の予定

地域機関が所管する公用車への広告掲載の拡大に向け、本年度は、本庁で実施した公用車広告の手法及び実績を基に、各地域庁舎の公用車管理担当部署(地域防災総合事務所及び地域活性化局など)と連携のうえ、公用車の運行状況や広告掲載に係るニーズを見ながら、具体的な募集方法等の検討を進めていきます。

平成24年8月
三重県

県有施設に対するネーミングライツの導入に関する基本方針

1 趣旨

この基本方針は、県有施設のネーミングライツ（命名権）の適正な導入を図るために、対象施設や募集・選定方法等について基本的な考え方をまとめたものです。

2 ネーミングライツの概要

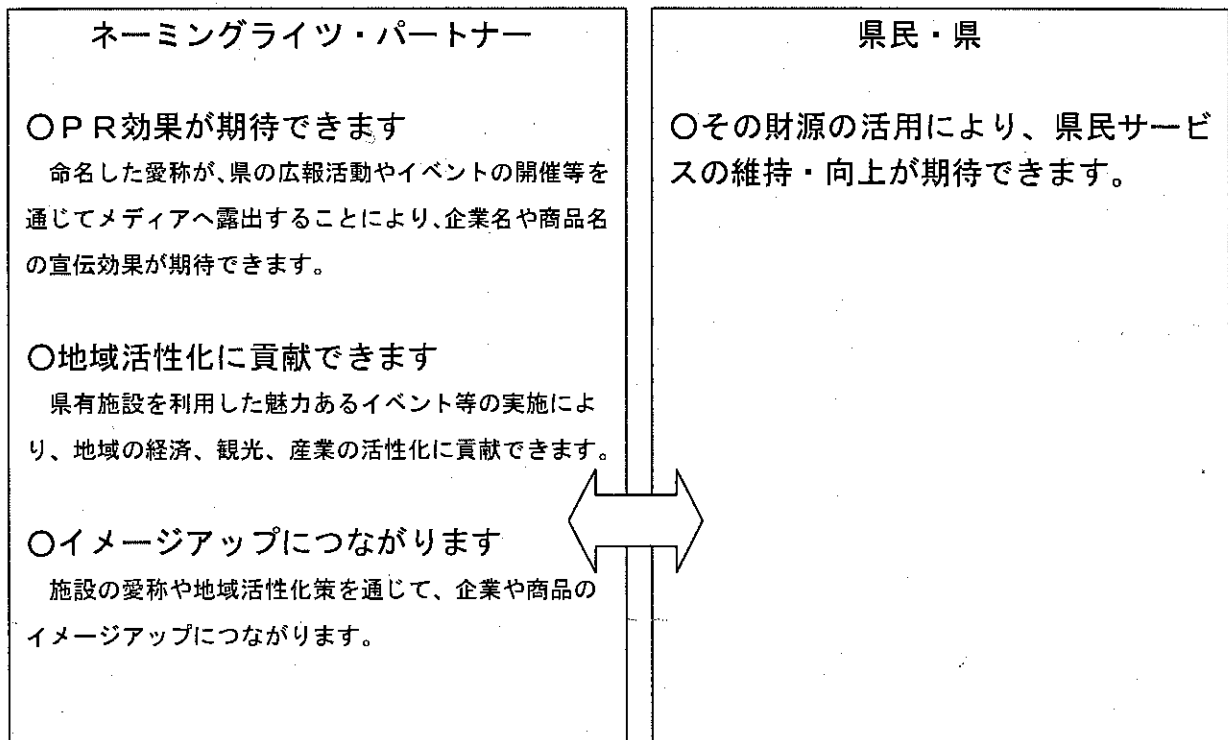
(1) ネーミングライツとは

県有施設等の名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付ける権利です（ただし、条例上の施設名称は変更しません）。ネーミングライツを取得した企業等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）には、県にネーミングライツ料（命名権料）を納めていただきます。

(2) 導入の目的

ネーミングライツ・パートナーとの協創の下に、県有施設を有効に活用し、新たな財源の確保を図ります。また、これにより、県民サービスの維持・向上に繋げていきます。

■ネーミングライツのメリット



3 対象施設

県有施設のうち、多くの県民が利用し、イベントの開催などにより広告効果が見込まれる施設について、施設の設置目的を考慮した上で、対象とします。
(県有施設全体だけでなく、施設内の個別の建物等、施設の一部を対象とする場合もあります。)

ただし、施設の性格上、企業名や商品名などの愛称を付するのが適当でないと判断するものは対象外とします。

4 ネーミングライツ料の算定

施設の規模、入場者数、メディアへの露出状況、他県の状況等を勘案し、施設ごとに目安となる契約希望額(例：〇〇〇万円以上)を設定します。

5 名称変更に伴う費用の負担

区 分	県	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の名称表示の変更(施設名称表示や道路標識)※1		○ } ※2
契約期間終了後の原状回復		○ }
契約締結後に作成するパンフレット等の印刷物やHPの表示変更	○	

※1 敷地外、道路標識等の表示変更は、県や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また、施工の範囲、実施時期及び内容等については、別途定める募集要綱に従い県と協議の上、決定するものとします。

なお、新規名称表示等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※2 命名権料の他に別途ご負担いただきます。

6 契約期間

3年以上を原則とし、各施設の性格や管理・運営形態等に応じて決定します。
ただし、指定管理者制度導入施設については、その指定期間を考慮し、適切な期間を設定します。

7 導入までの手続き

- (1) 導入施設、募集条件の決定(企業等へのアンケート調査の実施等)
- (2) ネーミングライツ・パートナーの募集
- (3) ネーミングライツ・パートナーの選定
 - ① 事前審査会における審査
 - ② 選定委員会における審査
- (4) ネーミングライツ・パートナー、愛称の決定
- (5) 契約の締結
- (6) 施設名称表示等の変更
- (7) 愛称の使用開始

8 ネーミングライツ・パートナーの募集

(1) 募集方法

- ① ネーミングライツ・パートナーの募集は、原則、公募します。
ただし、指定管理者制度導入施設においては指定管理者を優先交渉権者とし、交渉がまとまらなかった場合には、公募に切り替える（指定管理者の同意が得られた場合に限る。）こととします。
なお、ネーミングライツ契約更新施設においては現ネーミングライツ・パートナーを優先交渉権者とします。
- ② 募集に際し必要な事項については、別途募集要綱等を作成します。
- ③ 募集に当たっては、県ホームページへの掲載や、報道機関への資料提供などにより、幅広く周知します。

(2) 応募資格

ネーミングライツ・パートナーは法人とし、以下に掲げる者は除きます。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- ② 消費者金融に係るもの
- ③ たばこに係るもの
- ④ ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く）
- ⑤ 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- ⑥ 県から落札資格停止等の措置を受けているもの又は不利益処分を受けているもの
- ⑦ 消費税及び地方消費税又は県税を滞納しているもの
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員が役員となっているもの
- ⑨ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- ⑩ その他、県のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと県が認めるもの

なお、上記以外にも、施設の性格、指定管理者からの意見等により、応募資格を制限する場合があります。

(3) 募集期間

募集要綱の発表から募集締め切りまで、原則として30日以上とし、応募の検討に十分な期間を確保します。

(4) 応募がなかった場合

募集期間を経過しても応募がなかった場合、募集条件を見直し再度募集するか、募集を中止することを検討します。

9 愛称

ネーミングライツにより命名される愛称は、施設の利用者である県民等の理解が得られるものとし、三重県広告掲載要綱第3条第1項各号に掲げるものを含まない内容とします。

なお、上記以外にも、施設名称の設定に経緯があるものや、施設の性格、指定管理者からの意見等により、愛称の内容を制限する場合があります。

また、利用者の混乱を避けるため、契約期間内の名称変更はできません。

10 ネーミングライツ・パートナーの選定

事前審査会及び選定委員会を設置して、ネーミングライツ・パートナー候補者（以下「候補者」という。）を決定します。

- ・外部有識者等による事前審査を実施し、専門的な視点から、応募資格、経営状況、愛称案等の適否を判定します。
- ・選定委員会において、事前審査の判定を参考に適否の最終判断を行うとともに、ネーミングライツ料や契約期間により、応募者間の順位付けを行い、候補者を決定します。

11 ネーミングライツ・パートナーの決定及び公表

県は、候補者との協議を経て、ネーミングライツ・パートナーを決定し、ネーミングライツ・パートナー、施設の愛称、ネーミングライツ料等を公表します。

12 契約の締結

県とネーミングライツ・パートナーとの間でネーミングライツに関する契約を締結します。

13 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、施設のイメージが損なわれる恐れが生じた場合、県は契約を解除できることとします。

企業等へのアンケート調査の結果について

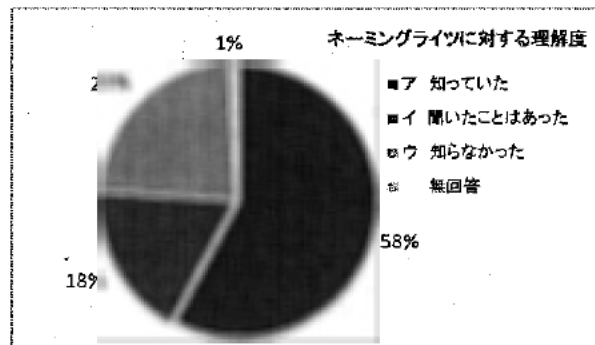
アンケートは、平成 24 年 11 月下旬に県内上場企業や一定規模以上の増益企業、三重県広告事業広告主など 374 事業者に郵送し、121 事業者から回答をいただきました。
(アンケート到達数 364 事業者→回収数 121 事業者、回収率約 33%)

・ネーミングライツに対する理解度について

問 ネーミングライツ（命名権）について御存知でしたか。(回答事業者数=121)

ネーミングライツを「知っていた」とした事業者は 58%(70 事業者)、「内容はよくわからないが、報道などで聞いたことはあった」が 18%(22 事業者)で合計すると 76%であった。

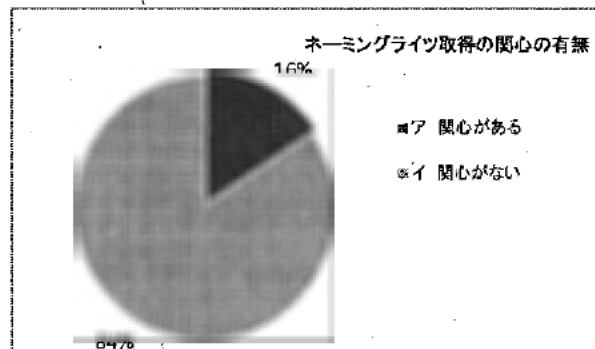
一方、「知らなかった」は 23%(28 事業者)、無回答は 1%(1 事業者)でこれらの合計は 24%であった。



・ネーミングライツ取得の関心の有無について

問 県有施設のネーミングライツの取得について、関心はありますか。(回答事業者数=121)

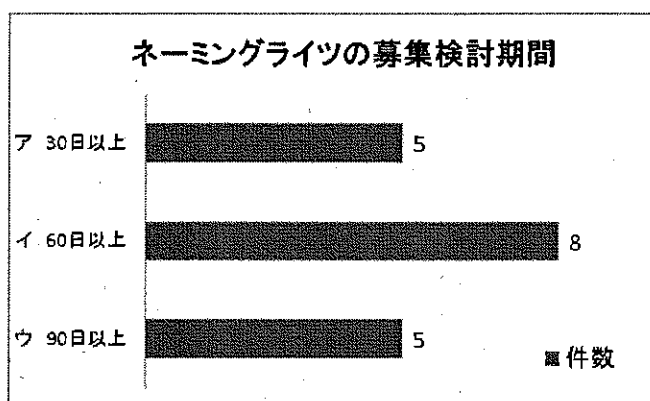
「関心がある」と回答した事業者は 16%(19 事業者)、「関心がない」と回答した事業者は 84%(102 事業者) であった。



・ネーミングライツの募集検討期間について

問 ネーミングライツの募集を行う場合、検討期間（募集開始から締切りまで）はどのくらいが妥当だと思われますか。(回答事業者数=18)

募集期間としては「60日以上」が8件で最も多く、「30日以上」、「90日以上」がそれぞれ5件であった。



・命名権料、契約期間について（回答事業者数=13）

問 下記表に年間利用者数の多い県有施設を例示しています。この中に、貴社がネーミングライツの取得を検討してみようと思う施設がありましたら、「関心あり」欄に○印を付けてください。

また、関心のある施設の命名権料（1年間あたり）と契約期間について、どれくらいが適しているとお考えですか。それぞれ該当する欄に○印を付けてください。

例示した県有施設の中では、「三重県営サンアリーナ」、「三重県文化会館大ホール」がそれぞれ9件で最も関心が高く、次いで「三重県営鈴鹿スポーツガーデン」が8件、三重県営総合競技場が6件、鈴鹿青少年の森（都市公園）が4件であった。

また、命名権料については、1年間あたり「100万円以上500万円未満」が適当との回答が最も多く、「100万円未満」がこれに次いでいる。

なお、契約期間については、全ての施設において「3年以上5年未満」が適当との回答であり、他の選択肢には回答がなかった。

※表中の数字は、回答件数を示す。

施設名	所在地	関心あり	命名権料(1年間あたり)						契約期間			(参考)
			100万円未満	100万円以上500万円未満	500万円以上1000万円未満	1000万円以上3,000万円未満	3,000万円以上5,000万円未満	5,000万円以上	3年以上5年未満	5年以上	10年以上	平成23年度年間利用者数(人)
三重県営鈴鹿スポーツガーデン	鈴鹿市	8	2	4	1				7			約46万人
三重県営総合競技場	伊勢市	6	1	4	1				6			約32万人
三重県営サンアリーナ	伊勢市	9	3	4	1				6			約30万人
鈴鹿青少年の森(都市公園)	鈴鹿市	4	1	2	1				4			約22万人
三重県文化会館大ホール	津市	9	4	4		1			6			約19万人

※ 例示であり、ネーミングライツの導入有無等は未定です。

17 県有財産の有効活用について

1 現状

平成18年度からの第1次・第2次県有財産利活用計画に基づき、未利用地の積極的な売却を行うとともに、行政財産の余裕スペースを自動販売機設置場所として貸し付けるなどの有効活用を図ってきました。

平成23年度には、三重県行財政改革取組の一環である多様な財源の確保と建物の維持管理コストの平準化・縮減により、県の財政基盤の安定に資することを目的として、平成24年度から平成27年度までの4カ年を取組期間とする「みえ県有財産利活用方針」を策定し、現在その取組を進めています。

2 平成24年度の取組実績について

(1) 未利用の県有財産の積極的な売却と有効活用

平成24年度の未利用県有財産の売却実績額は、新たにインターネットオークションに参加するなど売却の取組を進めた結果12件 1億682万8,728円となり、「みえ県有財産利活用方針」に基づく平成24年度実施計画の売却目標額1億円を上回りました。

表1 未利用財産売却実績

項目	件数	売却額	目標額	達成率	
県有財産利活用計画	第1次(18~20年度)	38	1,101,560,881円	約10億円	110%
	第2次(21~23年度)	21	651,854,456円	約6億円	108%
みえ県有財産利活用方針	平成24年度	12	106,828,728円	約1億円	106%

自動販売機設置場所の貸付については、平成25年3月に、本庁舎及び栄町庁舎分の貸付の一般競争入札を実施しました結果、貸付額は847万9,999円(3年間)となり、仮に行政財産の目的外使用許可を行った場合の使用料(112,761円)と比較すると約75倍の収入となりました。

表2 本庁舎及び栄町庁舎での自動販売機設置場所貸付実績

年 度	設置台数	貸付金額(3年間)①	従前使用料②	倍率(①/②)
平成22年度設置(平成21年度入札)	2	3,600,999円	120,135円	30.0倍
平成25年度設置(平成24年度入札)	2	8,479,999円	112,761円	75.2倍

※従前使用料は、設置年度に仮に目的外使用許可を行った場合の使用料(3年分)としました。

(2) 民間活力を活用した施設整備・管理

県の財政負担を減らすため、設計・施工・維持管理等を一体的に行うPFI的手法を用いた東紀州地域の職員公舎の更新について、平成24年度に竣工し、平成25年度

から供用を開始しました。あわせて、老朽化した職員公舎 46 戸を廃止し管理コストの削減を図ることができました。

(3) 庁舎など県有施設の長寿命化

庁舎など県有施設の長寿命化を図るため、適切な保全を計画的に実施し、あわせて環境負荷の低減、ランニングコストの縮減を図り、施設に係る財政的な負担を長期的な観点で縮減することを目的とした施設保全の基本的な考え方を示す「県庁舎等適正保全指針」を策定しました。

3 平成 25 年度の取組計画について

「みえ県有財産利活用方針」に基づき次のとおり取り組みます。

(1) 未利用の県有財産の積極的な売却と有効活用

各所属において財産の自己点検を行うことにより、未利用や低利用などの課題を有する財産を把握し、売却条件が整った未利用財産の一般競争入札等による売却に努めるとともに、入札不調となった財産については、インターネットオークションに参加し売却に努めます。なお、平成 25 年度実施計画の売却目標額は 1 億 1,500 万円です。

さらに、県有財産を活用した収入確保のため、地域機関の自販機設置場所の貸付け（更新）や、県民ホールへの広告掲出を行います。

(2) 民間活力を活用した施設整備・管理

PFI 的手法により更新した東紀州地域の職員公舎整備のノウハウについて、担当者会議等の機会を通じて庁内での情報共有を図ります。

(3) 庁舎など県有施設の長寿命化

平成 24 年度に策定した「県庁舎等適正保全指針」に基づき、BIMMS（保全情報システム）の耐用年数データを基に、更なるデータの蓄積及び施設保全マニュアルの具体化に向け、本庁舎及び地域庁舎において庁舎管理者による日常点検の試行を行います。

また、市町職員に対しても FM 研修会等の機会を通じ、県の取組状況の情報提供を行います。

*BIMMS（保全情報システム）とは

国土交通省の要請を受けた財団法人建築技術センターが開発・提供し、都道府県・政令市がインターネット経由で共同利用する公共施設向けの資産管理データベースです。

（主な機能）

- 1 建物の基本情報及び機器台帳管理
- 2 機器の更新及び修繕工事履歴
- 3 劣化診断記録

県庁舎等適正保全指針の概要

三重県行財政改革取組

みえ県有財産利活用方針

【現状と課題】

・県有建物約 5000 棟のうち竣工後 30 年以上経過する建物の増加により維持管理費用増大が懸念される。

県庁舎等適正保全指針

【対象施設】

本庁舎及び地域庁舎

【目的】「県有施設の長寿命化」を図るため、不具合等が発生してから対応する「事後的な保全」から、日常的に点検等を行い不具合等が発生する前に保全を行う計画的な「予防保全」に転換することにより、施設保全コストの平準化・縮減を図るための施設保全の基本的な考え方を示すもの。

【施設保全の考え方】

- 1 計画的な維持管理への転換
- 2 ライフサイクルコストを意識した改修

【取組の方向性】

- 1 実施体制の構築
- 2 各庁舎管理者による自主点検の実施
- 3 点検結果のフィードバック、蓄積
- 4 県庁舎等施設保全マニュアルの策定



年度毎
の取組

平成25年度	庁舎管理者による日常点検の試行、BIMMSのデータを活用した修繕・改修計画の見直し
平成26年度	取組成果の検証、点検項目の見直し、BIMMSのデータを活用した修繕・改修計画の見直し
平成27年度	施設保全マニュアルの策定、全庁的な情報共有、BIMMSのデータを活用した修繕・改修計画の見直し